

岬町みどりの基本計画

令和3年5月

岬 町

目次

1章 みどりの基本計画とは.....	1
1. 計画の法的位置付け.....	1
2. 改定の背景.....	1
3. 本計画の位置づけ.....	1
4. 計画期間.....	1
5. 計画範囲.....	2
6. 本計画で扱う「みどり」.....	2
2章 岬町のみどりの現状と課題.....	3
1. 自然的条件.....	3
2. 社会的条件.....	7
3. 都市基盤.....	9
4. 上位計画・関連計画.....	16
5. 意向調査.....	22
6. みどりに関する社会的潮流の整理.....	31
7. 課題.....	34
3章 計画の基本方針.....	36
1. まちの将来像.....	36
2. みどりのまちづくりの目標と基本方針.....	36
3. みどりの構造図.....	37
4章 みどりの推進のための施策.....	38
1. 住民の共有の財産として質の高いみどりの保全・創造をめざす.....	38
2. 生活や様々な都市活動の中でみどりの活用をめざす.....	42
3. 住民のみどりへの関心を高めるとともに、多様な主体のみどりのまちづくりへの参加をめざす.....	44
5章 計画の推進方策.....	45
1. 住民・事業者・行政の役割.....	45
2. みどりの基本計画の進捗管理.....	45
用語集.....	46

1章 みどりの基本計画とは

1. 計画の法的位置付け

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条※に基づき市町村が定める計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定するみどりの総合的計画です。

本町のみどりの確保、公園・緑地の整備に関し、概ね10年後の時点で確保・保全すべき緑地の量や配置、これを実現するための各種取組の方針等を定めます。

※都市緑地法

第4条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

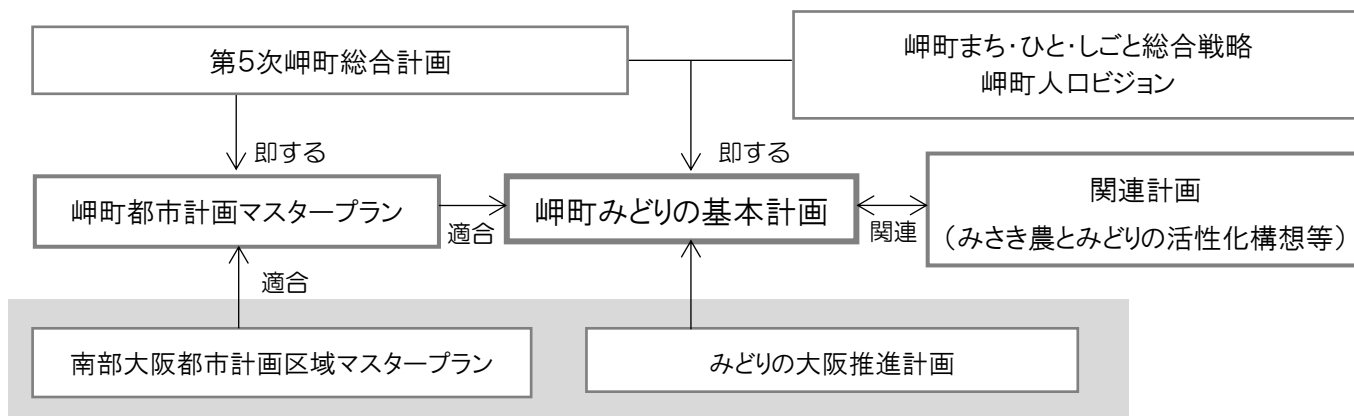
2. 改定の背景

平成23年（2011年）に策定した「岬町みどりの基本計画」（以下、今回策定する計画を「本計画」、現行計画を「前計画」という。）は、「第4次岬町総合計画」と「岬町都市計画マスタープラン」に即するみどりのまちづくりに関する基本的な指針として、その役割を果たしてきました。

前計画は、令和2年（2020年）を目標年次として策定しており改定時期を迎えたため、経済・社会情勢の変化や上位・関連計画の見直し、関係法令の改正を踏まえ計画の改定を行うものです。

3. 本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第5次岬町総合計画」に即するとともに、「岬町都市計画マスタープラン」、「みどりの大阪推進計画」に適合して策定するものです。



4. 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年を計画期間とします。

計画改定の5年後に計画の中間見直しを行うこととしますが、社会や地域の情勢に大きな変化があった場合、必要に応じて随時見直しを行います。

5. 計画範囲

本計画では、町域全体を計画範囲とします。

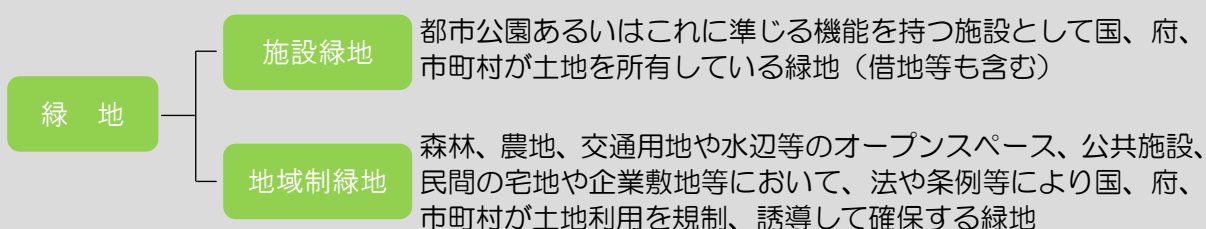
6. 本計画で扱う「みどり」

「岬町みどりの基本計画」における「みどり」については、以下のように定義します。

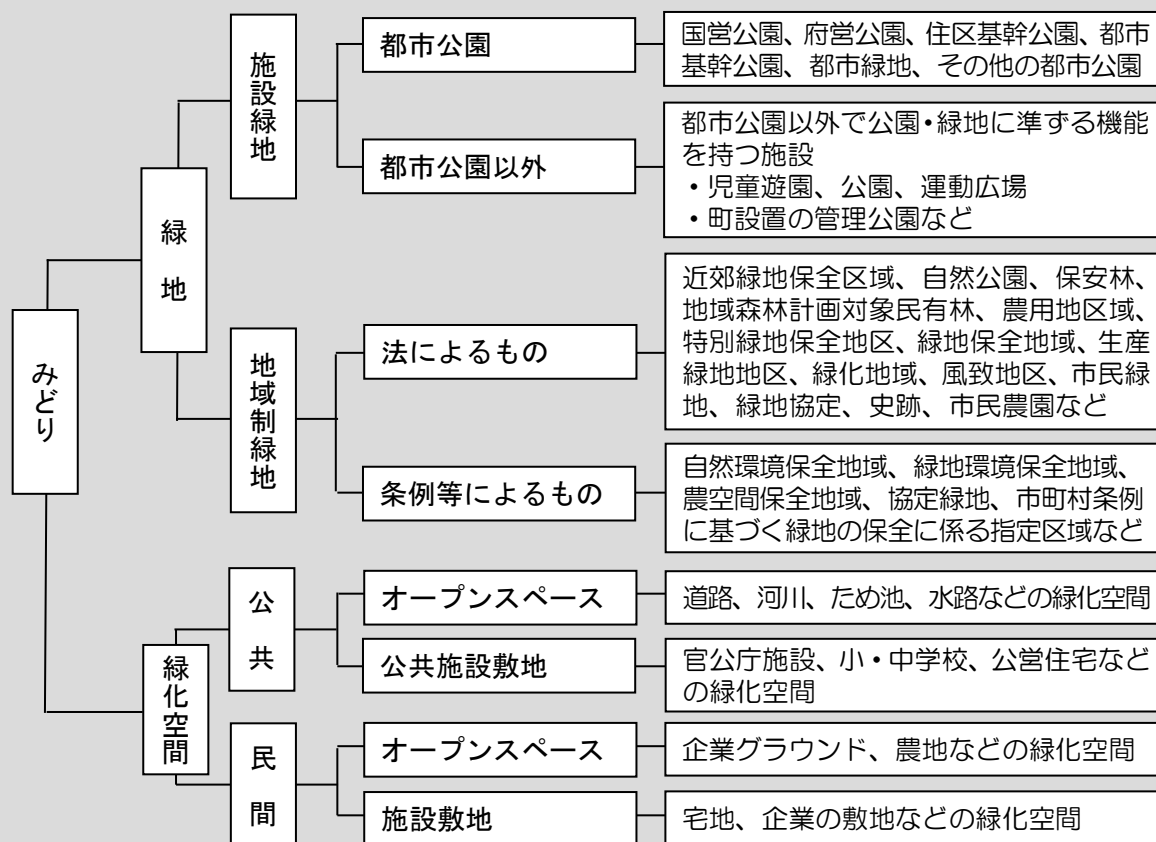
「みどり」とは

本計画で対象とする「みどり」は、周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペース等を含め、これらを総称した広義の「みどり」を指します。

みどりの中で、担保性のある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるものを「緑地」とし、さらに「緑地」を施設緑地と地域制緑地に分類しています。



みどりの分類

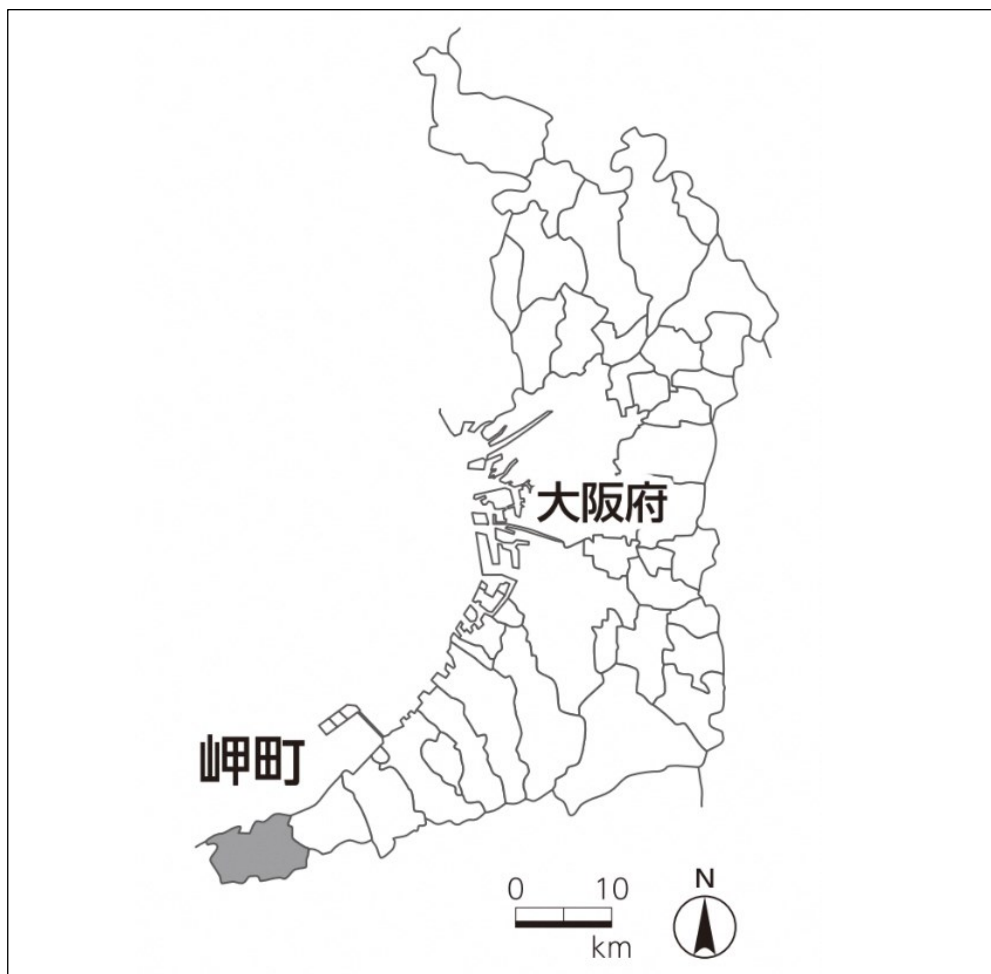


2 章 岬町のみどりの現状と課題

1. 自然的条件

(1) 町の位置

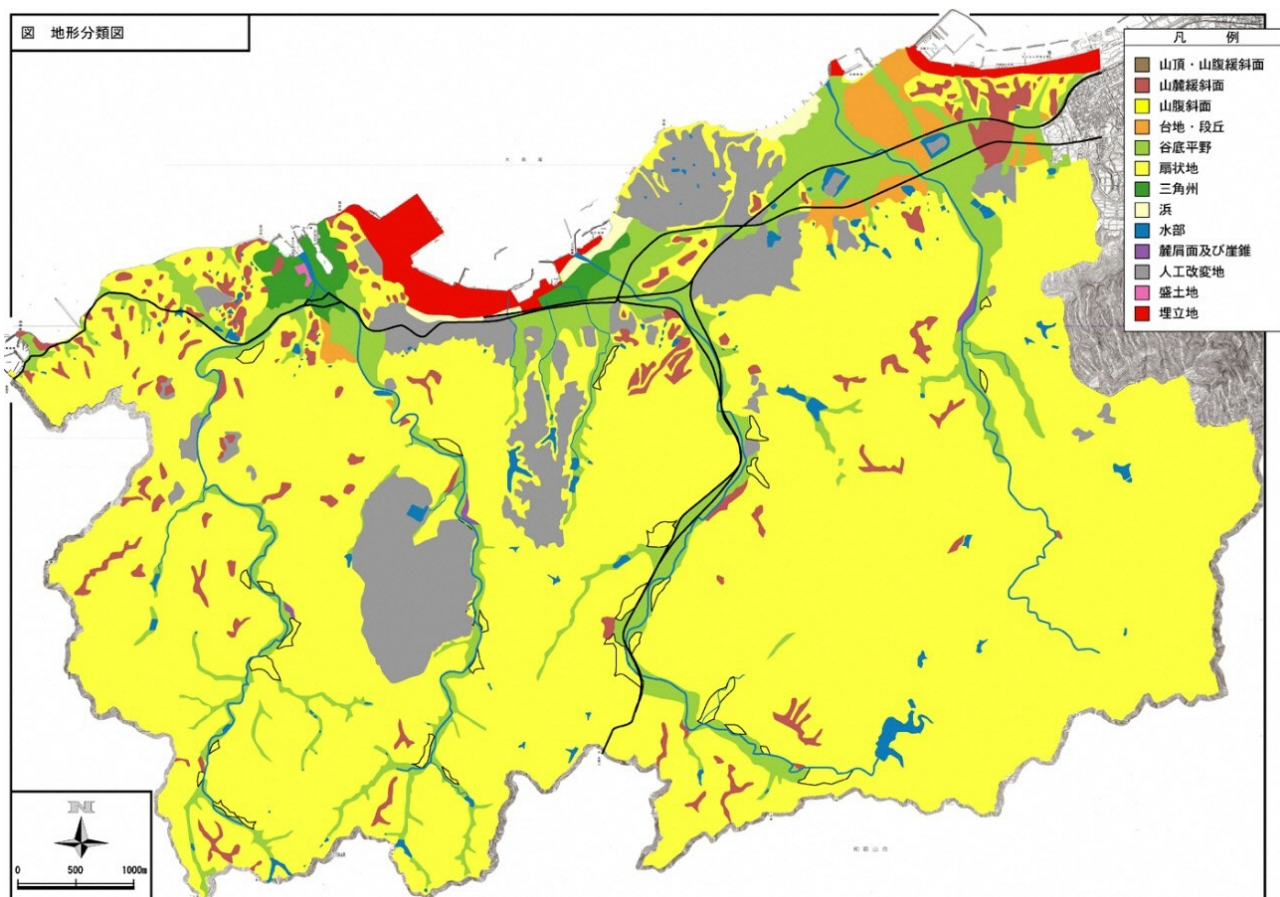
本町は大阪府の最南端に位置し、大阪市の都心部まで概ね 50 km、鉄道で約 1 時間、和歌山県の中心部までは概ね 10 km、鉄道で約 20 分の距離です。町域は東西 10km、南北 6km にわたり、その面積は 49.18 km² で、北は大阪湾に面し、南東は和泉山脈によって和歌山県に接し、東は阪南市と隣接しています。



(2)地形

和泉山脈とこれに連なる丘陵及び谷底平野が大部分を占めています。町北部には大阪湾が広がり、海岸沿いには平坦地、町北西部には丘陵地がみられます。

山間地が町域の約8割を占め、豊かな自然環境を形成するとともに、貴重な自然緑地となっています。



(みどりの基本計画 (H23))

(3)気象・気候

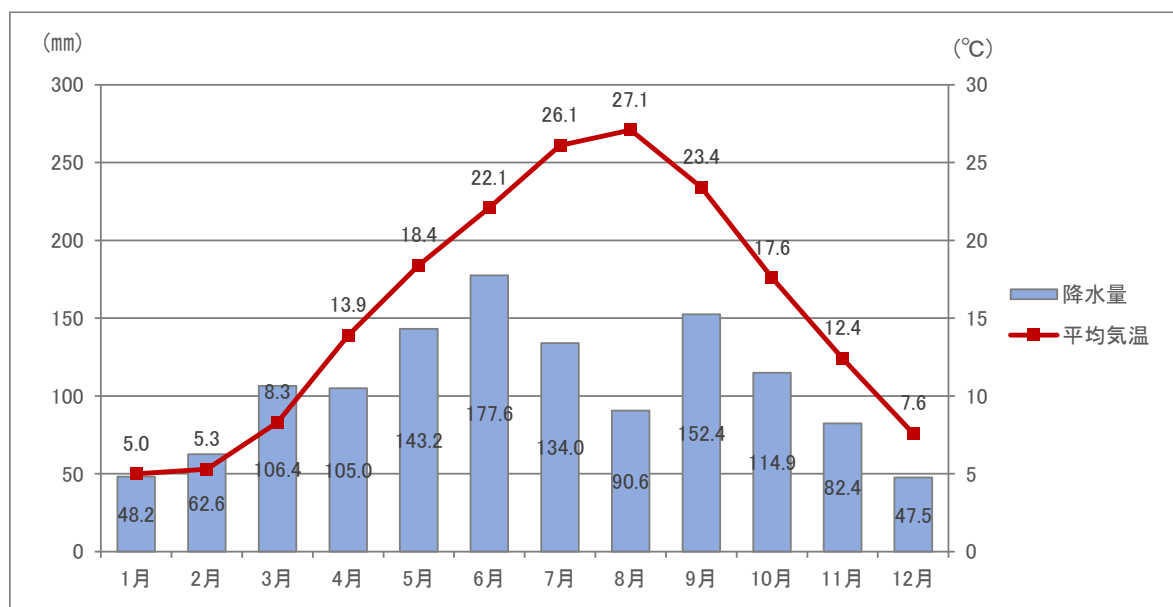
平均気温は8月が最も高く、27.1℃です。また、平均降水量は6月が最も多く、177.6 mmとなっています。

月ごとの平均値（観測地：熊取）

要素	降水量	平均気温	日最高気温	日最低気温	平均風速	日照時間
	(mm)	(℃)	(℃)	(℃)	(m/s)	(時間)
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1986～2010
資料年数	30	30	30	30	30	25
1月	48.2	5.0	8.6	1.5	2.7	113.3
2月	62.6	5.3	9.2	1.5	2.6	132.1
3月	106.4	8.3	12.7	4.1	2.5	163.1
4月	105.0	13.9	18.8	9.1	2.4	187.9
5月	143.2	18.4	23.1	13.8	2.1	186.9
6月	177.6	22.1	26.4	18.3	2.0	148.5
7月	134.0	26.1	30.2	22.7	2.2	185.7
8月	90.6	27.1	31.6	23.4	2.1	223.1
9月	152.4	23.4	27.8	19.7	2.0	162.3
10月	114.9	17.6	22.1	13.6	2.0	160.9
11月	82.4	12.4	16.6	8.4	2.2	135.8
12月	47.5	7.6	11.5	4.0	2.6	125.0
年	1260.7	15.6	19.9	11.7	2.3	1923.4

（気象観測データ）

降水量と平均気温（1981年～2010年の平均値 観測地：熊取）



（気象観測データ）

(4)植生

特定植物群落として、国玉神社のウバメガシ林、産土神社のシイ林、小島住吉神社のウバメガシ林の3地域が選定されています。

また、町域の7割以上を占める森林は、クロマツ植林（アカマツ混交）、アカマツ－モチツツジ群集が多く分布しています。

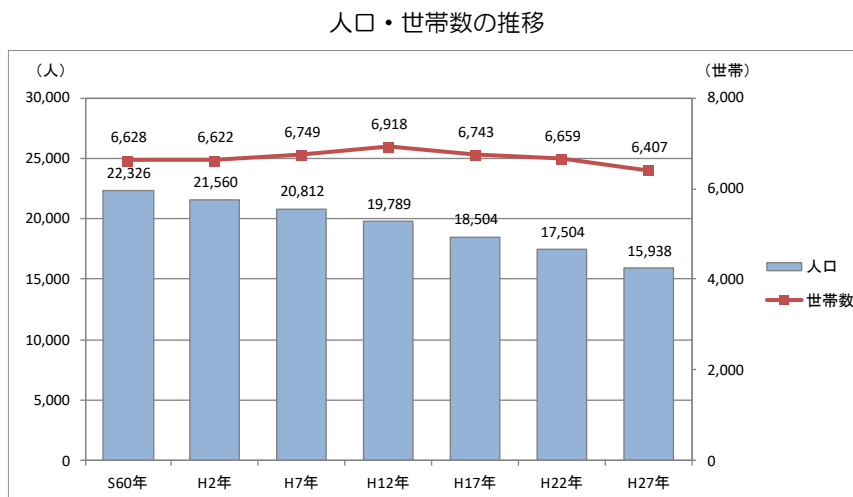
植生現況（単位ha）				
区 分	市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1)＋(2)	
自 然 林	1.2	10.2	11.4	
ク ロ マ ツ 植 林 (アカマツ混交)	12.1	1,667.8	1,679.9	
アカマツ－モチツツジ群集	21.4	1,134.8	1,156.2	
竹 林	－	14.5	14.5	
ス ス キ ・ サ サ 等 の 草 地	43.4	46.9	90.3	
水 田	58.9	154.4	213.3	
畑	2.5	20.0	22.5	
果 樹 園	－	15.7	15.7	
裸 地	9.0	10.7	19.7	
公 園 内 等 の 植 栽 地	67.3	12.2	79.5	
合 計	216.8	3,087.2	3,304.0	

（岬町みどりの基本計画（H23））

2. 社会的条件

(1)人口、世帯数の推移

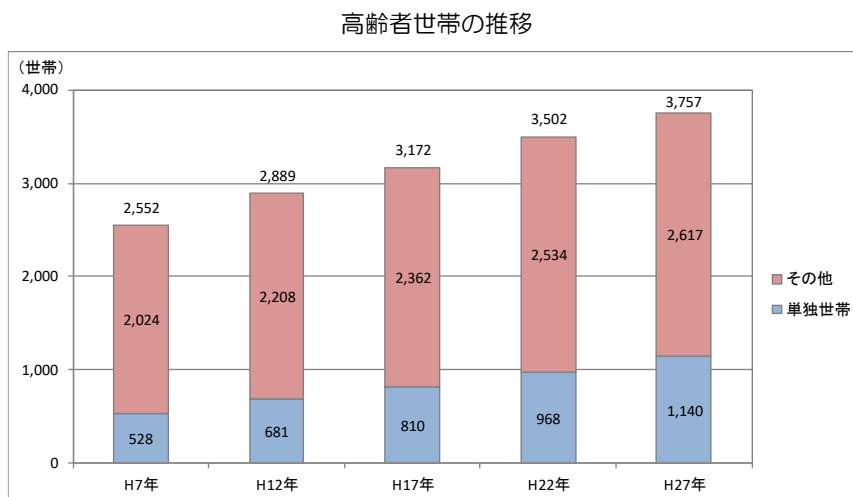
本町の人口は、平成 27 年（2015 年）国勢調査によると 15,938 人で、世帯数は 6,407 世帯となっています。経年的にみると、人口は昭和 60 年（1985 年）の 22,326 人から減少し続けています。



（国勢調査）

(2)高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数は、平成 27 年（2015 年）には 3,757 世帯となり、本町の全世帯数の過半数を占めています。うち、単独世帯が 1,140 世帯と、高齢者世帯の約 3 分の 1 を占めています。高齢者世帯数、単独世帯数ともに、平成 7 年より増加し続けています。



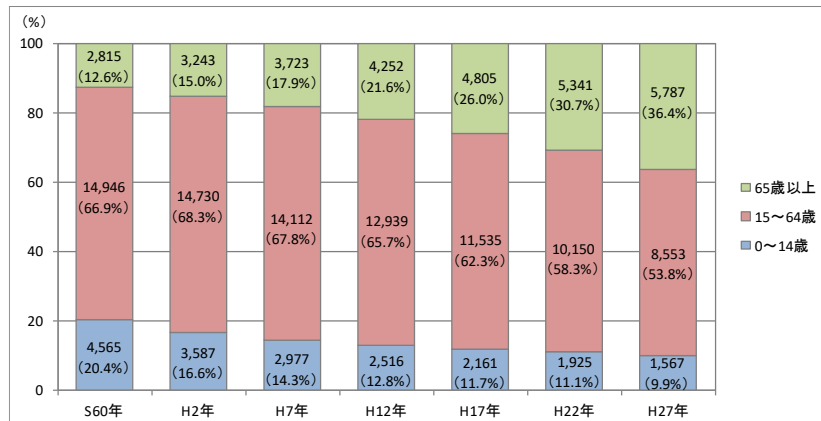
※「高齢者世帯」：65 歳以上世帯員のいる一般世帯

（国勢調査）

(3)年齢3区分別人口の推移

人口の推移を年齢別にみると、0～14 歳（年少人口）と 15～64 歳（生産年齢人口）の割合が一貫して減少している一方、65 歳以上（老年人口）の割合は一貫して増加しており、少子高齢化の進行がみられます。平成 27 年現在の 65 歳以上割合は 36.4%で、府平均（26.1%）を上回っています。

年齢 3 区分別人口の推移



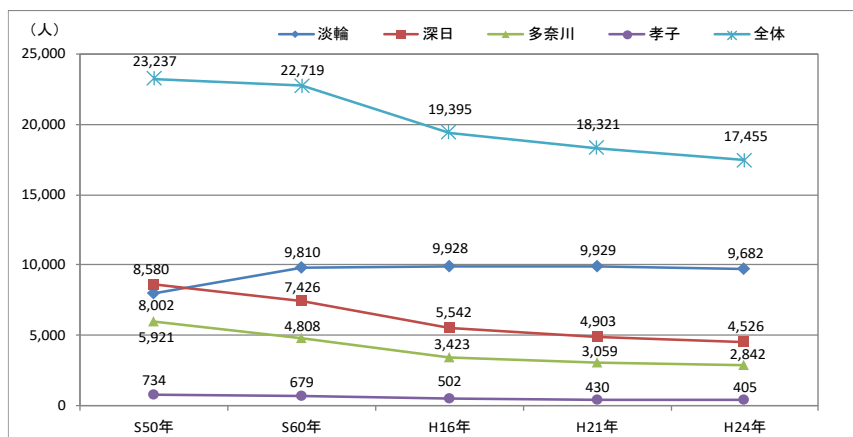
（国勢調査）

(4)地域別人口

深日、多奈川、孝子地区のいずれにおいても、人口は減少傾向にあります。淡輪地区のみ横ばい傾向が続いており、岬町全体に占める人口の割合が最も高くなっています。

昭和 50 年度（1975 年）から平成 24 年度（2012 年）の人口増減率をみると、岬町全体では約 25%減少し、深日、多奈川、孝子地区においては約 40～50%も減少しています。淡輪地区では、21%増加しています。

地域別人口の推移



（各年 10 月の住民基本台帳人口）

地域別人口の増減率

	S50 年	H24 年	増減率
淡輪	8,002	9,682	21.0%
深日	8,580	4,526	-47.2%
多奈川	5,921	2,842	-52.0%
孝子	734	405	-44.8%
全体	23,237	17,455	-24.9%

（各年 10 月の住民基本台帳人口）

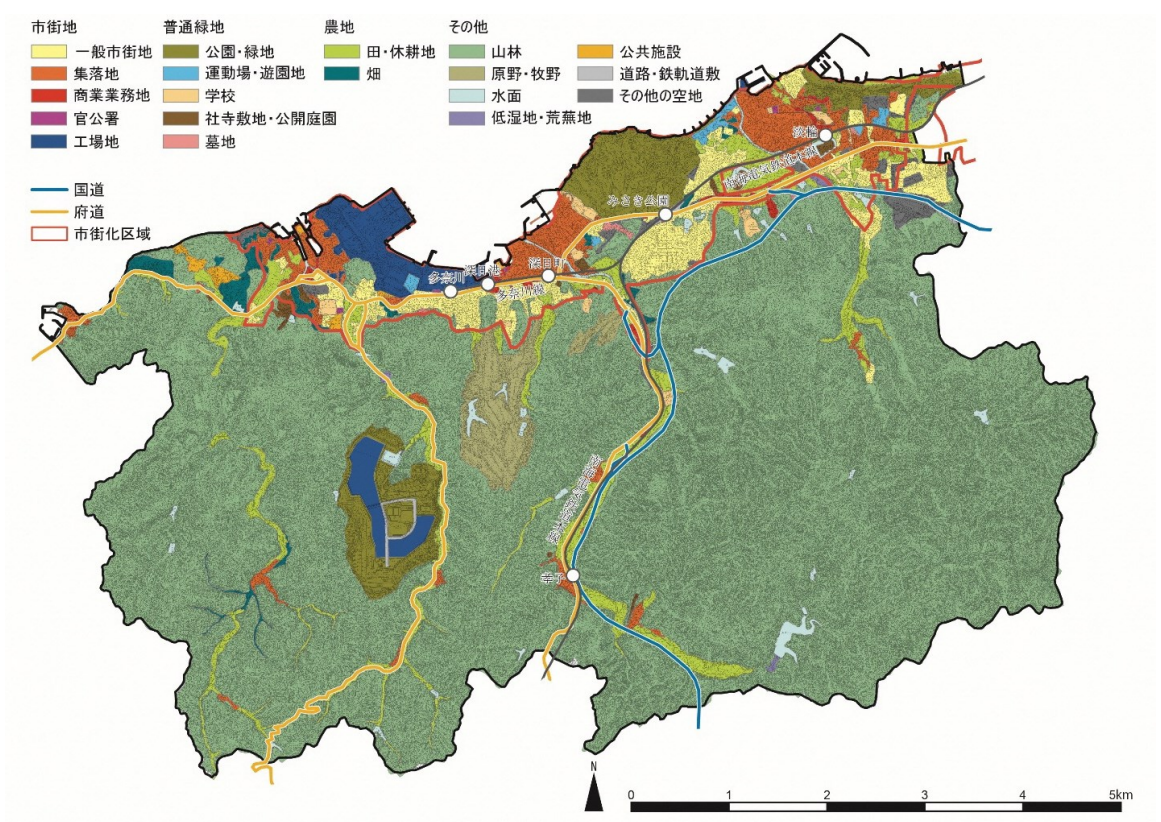
3. 都市基盤

(1)土地利用

市街地が 10.1%を占め、普通緑地が 5.3%、農地が 6.2%、その他が 78.4%となっています。農地に山林、原野・牧野、水面、低湿地・荒蕪地を加えると、83.2%となり、自然的土地利用が本町の大部分を構成しています。

本町の土地利用の分布をみると、大部分が山林となっており、山林の中には大規模な公園・緑地（いきいきパークみさき）、運動場（ゴルフ場）が点在しています。市街化区域は海側に形成されており、特に、南海電気鉄道南海本線、多奈川線の沿線や府道沿いに一般市街地や集落地、商業業務地が集中しています。山林の中にも、集落地、商業業務地の点在が見られます。工場地は深日港周辺と、山林の中に大規模な集積がみられます。

土地利用現況図



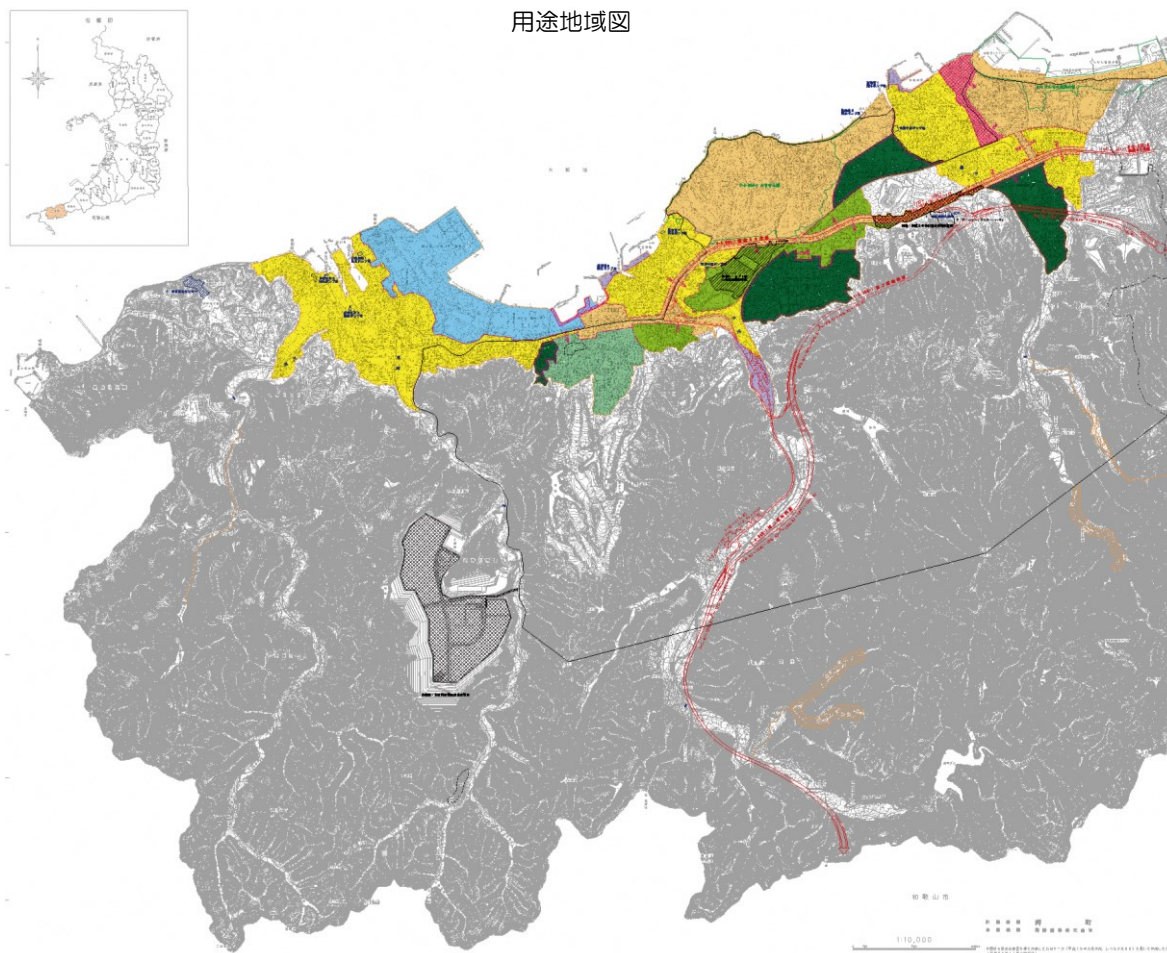
土地利用面積（平成 27 年度）（平成 27 年都市計画基礎調査）

				(単位 : ha)			
		面積	割合			面積	割合
市街地	一般市街地	177.6	3.6%	農地	田・休耕地	259.5	5.3%
	集落地	179.9	3.7%		畑	44.8	0.9%
	商業業務地	26.2	0.5%		小計	304.3	6.2%
	官公署	2.0	0.0%	その他	山林	3622.4	74.0%
	工場地	108.5	2.2%		原野・牧野	99.8	2.0%
	小計	494.2	10.1%		水面	44.4	0.9%
普通緑地	公園・緑地	213.0	4.3%		低湿地・荒蕪地	4.2	0.1%
	運動場・遊園地	10.7	0.2%		公共施設	12.7	0.3%
	学校	18.0	0.4%		道路・鉄道	13.6	0.3%
	社寺敷地・公開庭園	14.0	0.3%		その他空地	42.1	0.9%
	墓地	3.6	0.1%		小計	3839.2	78.4%
	小計	259.3	5.3%	合計		4897.0	100.0%

(平成 27 年度都市計画基礎調査)

(2)都市計画

本町の用途地域は、多くが住居系の用途地域に指定されており、山際の住宅地や淡輪の新興住宅地が第一種低層住居専用地域に指定されています。また、深日港周辺が広く工業地域に指定されています。



用途地域別面積（令和 2 年）

区域区分	用途区分	面積(ha)	構成比(%)
総面積		4,918	100.0
都市計画区域		3,912	79.5
	市街化区域	704	14.3
	第一種低層住居専用地域	約69	1.4
	第一種中高層住居専用地域	約52	1.1
	第二種中高層住居専用地域	約37	0.7
	第一種住居地域	約239	4.9
	第二種住居地域	約206	4.2
	準住居地域	約6	0.1
	商業地域	約9	0.2
	準工業地域	約12	0.2
	工業地域	約75	1.5
	市街化調整区域	3,208	65.2
都市計画区域外		1,006	20.5

(3)みどりの状況

ア 施設緑地

本町には、都市公園法に基づく都市公園として、みさき公園（総合公園：約 33.4ha）、せんなん里海公園（広域公園：約 17ha）のほか、いきいきパークみさき、望海坂 1～4 号公園、夕野池町民交流広場、カイカ池町民交流広場が位置付けられています。

みさき公園は、公園用地や全ての公園施設を南海電鉄㈱が所有し、町は南海電鉄㈱から公園用地を借地するいわゆる「借地公園」の形態で都市公園を開設し、これまで南海電鉄㈱が公園運営を行ってきました。令和 2 年（2020 年）3 月末をもっての南海電鉄㈱の公園事業撤退に伴い、同年 4 月に岬町が公園用地の無償譲渡を受け、新たなみさき公園の運営に向けて検討を進めているところです。なお、西側に位置するゴルフ場部分を含めて都市計画法上の都市計画公園（計画決定面積：約 91ha）としても指定されています。

せんなん里海公園は、日本初のビーチバレー競技施設が整備され、ビーチバレーやビーチサッカーなど様々なビーチスポーツが行われています。なお、都市計画法上の都市計画緑地（計画決定面積：約 36.9ha）としても指定されています。

いきいきパークみさきは、「公共と民間が協働で創造する新しい多目的公園」を基本コンセプトに関西国際空港二期事業の土砂採取跡地に整備された多奈川地区多目的公園（約 128ha）内に位置し、広大な面積（約 67.4ha）に健康やレクリエーションの場である多目的広場や大型遊具を配した公園を有します。多目的公園は、ビオトープなどの緑地空間、民間の事業活動用地もあり、協働で創造する新しい公園となっています。

これらのほかにも、児童遊園・運動広場なども整備されており、これらは面的整備がされた新市街地に多く、既成市街地においては少ない状況です。

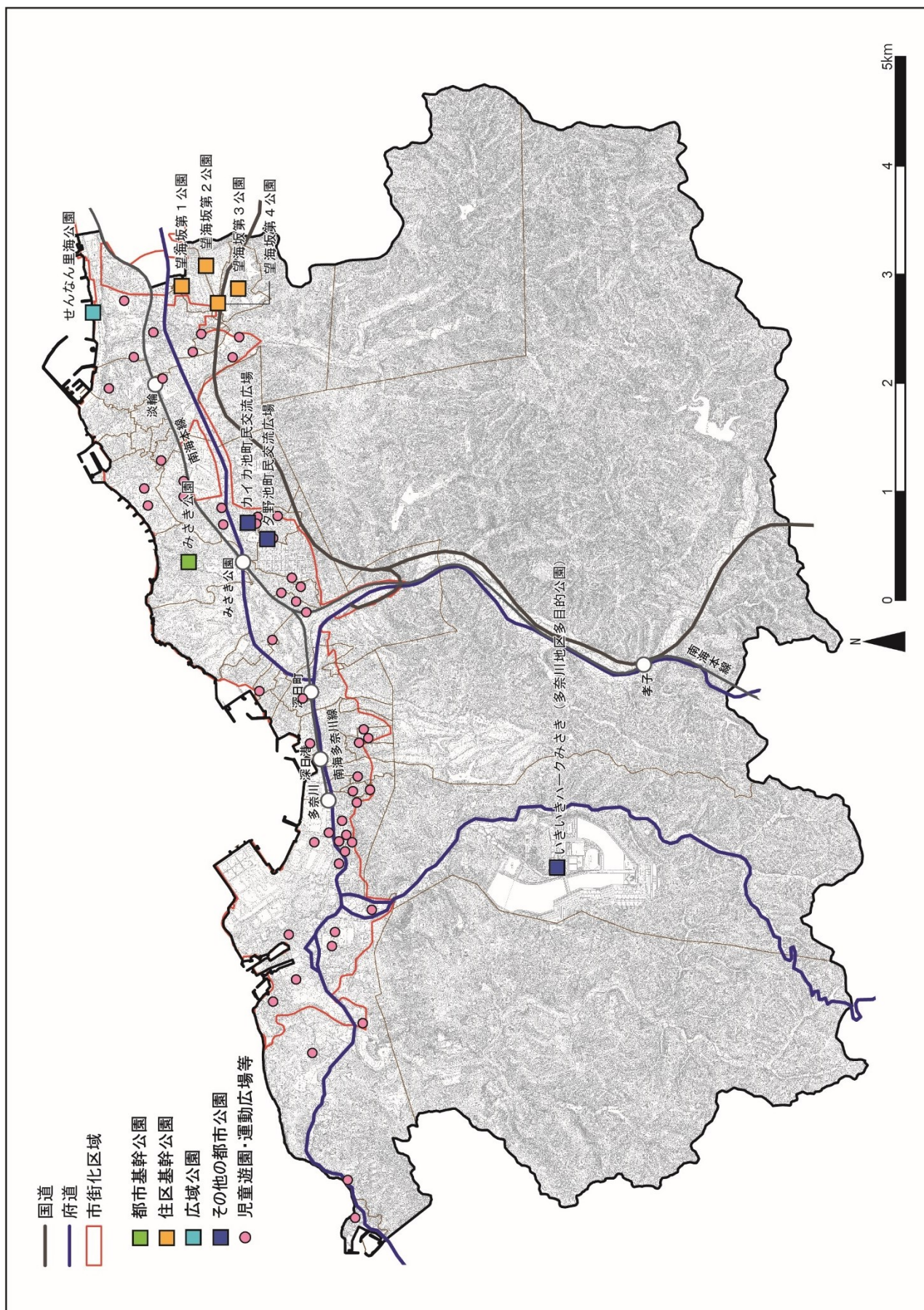
また、ゴルフ場、海釣り公園もあり、本町には、町内外から広く利用される大規模な公園・緑地を豊富に有します。

都市公園の住民一人当たり面積は約 76 m²であり、国が定める基準である一人当たり 10 m²を大きく上回っています。

施設緑地

(単位:ha)					
区分	市街化区域 (1)	市街化調整 区域 (2)	都市計画区域 (1) + (2) = (3)	都市計画 区域外 (4)	全町 (3) + (4)
住区基幹公園	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
都市基幹公園	33.42	0.00	33.42	0.00	33.42
総合公園	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
運動公園	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基幹公園計	33.42	0.00	33.42	0.00	33.42
広域公園	17.00	0.00	17.00	0.00	17.00
その他の都市公園	1.10	68.91	70.01	0.00	70.01
都市公園計	51.52	68.91	120.43	0.00	120.43
児童遊園・運動広場など	4.08	1.95	6.04	0.00	6.04
都市公園以外計	4.08	1.95	6.04	0.00	6.04
施設緑地計	55.60	70.86	126.47	0.00	126.47
(単位: m ² /人)					
都市公園の一人当たり面積	32.33	43.24	75.56	0.00	75.56
都市公園以外の一入当たり面積	2.56	1.23	3.79	0.00	3.79
施設緑地の一人当たり面積	34.89	44.46	79.35	0.00	79.35

(岬町調べ (H31 年時点))



イ 地域制緑地

地域制緑地は、近郊緑地保全区域、自然海浜保全地区、河川区域、保安林、自然公園、地域森林計画対象民有林が指定されています。

自然公園は紀泉アルプス西地区と高森山地区が指定されており、紀泉高原自然休養林の森林景観や飯盛山の植物層など多様な森林が育まれているとともに、府内でも唯一、海浜部と近接した山系であるため、随所から大阪湾や紀淡海峡が間近に広がる眺望が楽しめます。また、7世紀ごろに役行者が開いたとされる修験道が残るなど、歴史文化が育まれた地域となっています。

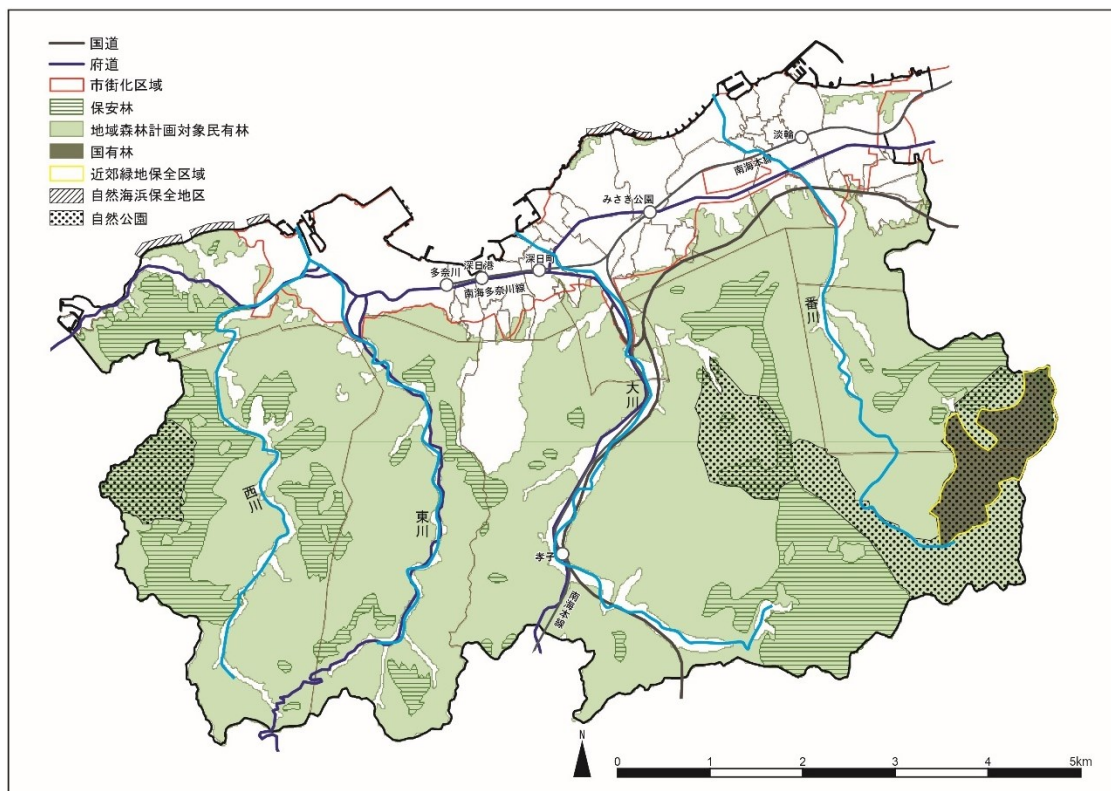
地域制緑地

区分	市街化区域 (1)	市街化調整 区域 (2)	都市計画区域 (1) + (2) = (3)	都市計画 区域外 (4)	全町 (3) + (4)
近郊緑地保全区域	0.00	108.00	108.00	0.00	108.00
自然海浜保全地区	8.70	13.00	21.70	0.00	21.70
河川区域	9.31	2.50	11.81	1.40	13.21
保安林	0.00	593.82	593.82	210.73	804.55
自然公園	0.00	475.00	475.00	0.00	475.00
地域森林計画対象民有林※				—	3,419.00

(岬町調べ、国土数値情報 (H27) ※地域森林計画対象民有林は R2.4 時点)

ウ 山林の状況

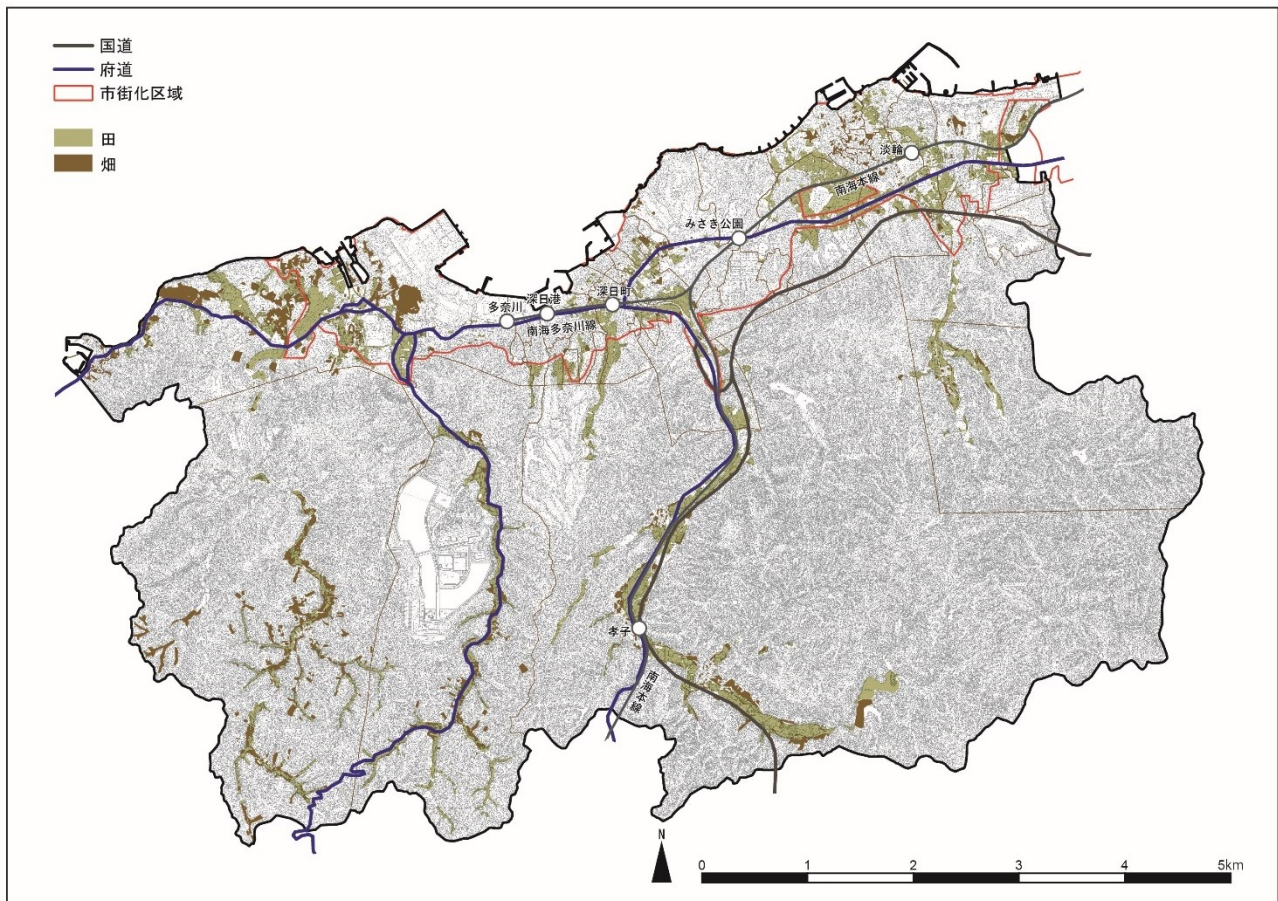
町域の3/4が森林となっています。そのうち「大阪府立阪南・岬自然公園」として、紀泉アルプス西地区 (401ha) 及び高森山地区 (74ha) が指定されています。また、地域森林計画対象民有林が町面積の約 72%で 3,559ha、その内の約 23%の 804ha が保安林です。国有林は町面積の 2.3%で約 110ha です。



(国土数値情報 (H27)、大阪府 HP 等)

エ 農地

府道沿いや谷沿いに田畑が多く分布しています。また、市街化区域内においても田畑は多く分布しています。



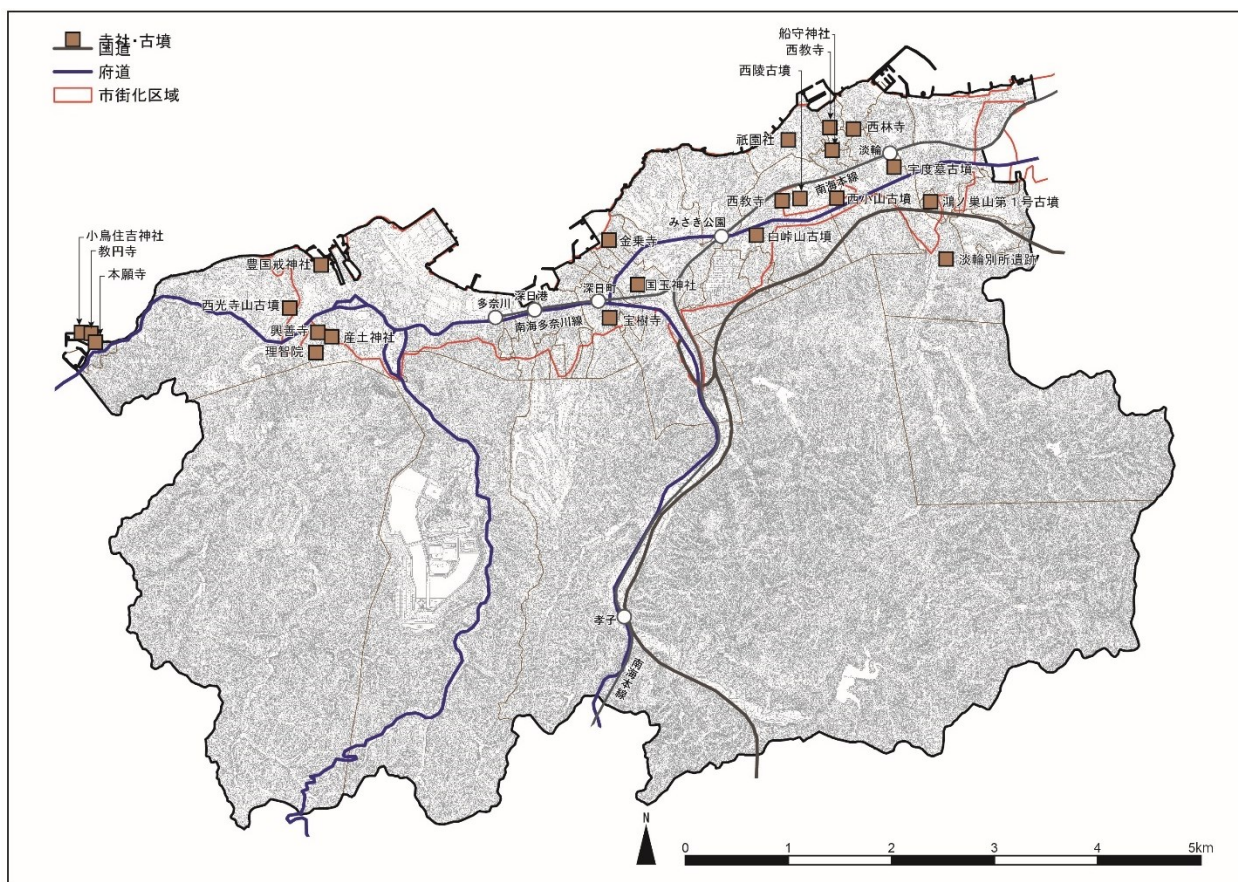
(固定資産課税データ (令和元年 6 月))

オ 古墳・寺社

古くからの歴史を有する本町には、それを伝える古墳、遺跡、寺社などの数多くの文化財が存在します。

国指定のものとしては、史跡の西陵古墳、重要文化財の船守神社本殿のほか、興善寺の仏像3体があります。西陵古墳は、番川左岸の南から北にのびる丘陵の裾に位置する墳丘長約210mの前方後円墳で、後円部に長持形石棺が確認されています。船守神社本殿は、片桐且元造営にかかる三間社流造りとなっています。興善寺には、大日如来像・薬師如来像・釈迦如来像の3体の仏像が安置されています。

府指定史跡には、白峠山古墳、鴻ノ巣山第1号古墳、淡輪別所遺跡があります。



(岬町観光マップ)

4. 上位計画・関連計画

(1)第5次岬町総合計画(令和3年(2021年)3月)

○策定年月

令和3年(2021年)3月

○計画期間

基本構想：令和3年度(2021年度)から12年度(2030年度)まで 10年間

○将来像(実現すべきまちの姿)

「みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち“みさき”」

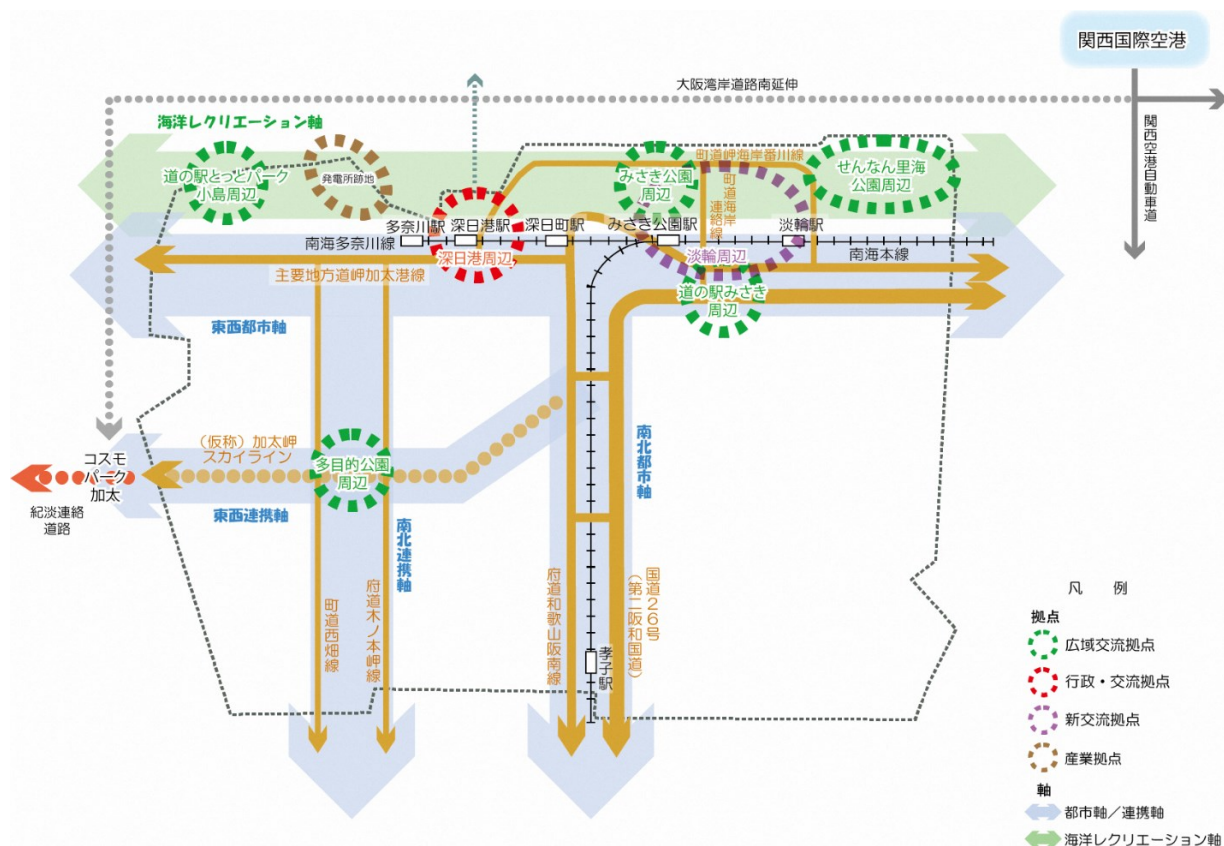
○まちの将来構造

◆都市軸に関する基本方針

- ・まちの骨格となる都市軸の強化
- ・東西連携軸の形成
- ・町内連携軸の強化
- ・海洋レクリエーション軸の形成

◆拠点に関する基本方針

- ・広域交流拠点の機能強化
- ・行政・交流拠点の機能強化
- ・新交流拠点の形成



○まちづくりの基本方針

- ①住民との協働を進めます
- ②定住・交流施策を進めます
- ③安全・安心な暮らしを守る施策を進めます
- ④行財政改革を進めます

○まちづくりの目標

- ①誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち（健康・福祉・子育て）
- ②あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち（教育・文化）
- ③新たな活力と魅力があふれるまち（産業・観光）
- ④豊かな自然の中で安心して暮らせるまち（生活環境・防災）
- ⑤安全で快適な住み心地のいいまち（都市基盤）
- ⑥すべての人が輝くまちづくりを進めるまち（協働・人権・行政）

(2)都市計画マスタープラン(令和3年(2021年)5月)

○計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）

○将来像

みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち“みさき”

○都市計画の基本理念

- ・本町は大阪の最南端に位置し、温暖な気候、豊かな自然環境、様々な歴史・文化資源に彩られたまち
- ・玄関口・関西空港にほど近いことから海外とのつながりも期待され、また第二阪和国道の開通により大阪、和歌山へのアクセス性が飛躍的に向上
- ・このような状況を背景に、これからの岬町は安全・安心、快適に住まい、憩えるまちをめざす

〈都市計画の目標〉

①快適、便利に暮らすことができる都市をつくる

Keyword 身近な生活利便機能の充実、良質な住環境の形成、暮らしを支える交通環境の維持

②地域資源を活かした魅力あふれる都市をつくる

Keyword 水・みどりを活かした環境空間の形成、自然・文化・歴史を活かした交流空間の形成

○分野別の方針

〈土地利用の方針〉

○主に市街化区域について

- ・用途地域に基づき、それぞれの土地利用の誘導を図ります。
- ・既成市街地においては、都市機能の更新を進めるとともに、快適で便利な住環境を形成します。

- ・市街化区域内の農地や低未利用地においては、開発許可制度の適正な運用や地区計画制度などの活用により、計画的で良好な市街地形成に努めるほか、農地を活かしたゆとりある住環境の形成を図ります。

○主に市街化調整区域について

- ・町の大半を占める山間部の樹林地や農地については、自然環境の保全を基本とし、町民にとって健全で憩える空間形成を図ります。
- ・府下唯一の自然海岸を含む貴重な空間がある沿岸部においては、自然環境の保全により、水辺に親しむことができる空間形成を図ります。
- ・既存集落地や開発地については、適切な住環境としての土地利用の誘導を図ります。

〈水とみどりのまちづくりの方針〉

- ・本町に広がる山林や海岸部の自然環境については、住民・事業者・行政の協働により、適切な維持・保全に努めるとともに、自然とのふれあいや住民の健康増進に資する活用を図ります。
- ・住民の暮らしにうるおいとやすらぎをもたらす水とみどりの空間形成を図ります。
- ・みどりの目標と実現のための施策等を内容とした「みどりの基本計画」に基づき、みどりの適切な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組みます。

〈景観まちづくりの方針〉

- ・自然環境や歴史・文化資源の保全・活用による魅力的な景観の形成を図ります。
- ・市街地や沿道については、背景となる自然環境や周囲のまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。

(3)みどりの大阪推進計画(平成 21 年(2009 年)12 月)

○計画期間と目標

計画期間 令和 7 年（2025 年）まで

緑地の確保目標 府域面積に対する割合を約 4 割以上確保

緑化の目標（市街化区域）緑被率 20%（現況の 1.5 倍）

○将来ビジョン

「みどりの風を感じる大都市 大阪」の実現

○みどりの大阪4つの基本戦略

基本戦略-1

みどり豊かな自然環境の保全・再生

大阪の街は、周辺山系の森林をはじめ身近な農空間や大阪湾の豊かな自然に包まれています。近年その荒廃が進んでいます。それらのみどり豊かな自然環境を保全・再生し、水源のかん養や災害の防止をはじめとするみどりの環境保全機能の発揮とともに、生物多様性の確保や府民の憩いの場づくりを目指します。

基本戦略-2

みどりの風を感じるネットワークの形成

大阪の街を包む豊かな自然を街の中心へと導くネットワークができれば、街の中でもみどりの風を感じるすることができます。

生物多様性保全につながる生き物の道や都市構造の形成による風の道の視点を活かしながら、主要河川や街路樹、大規模公園緑地を軸や拠点としてみどりの連続性を確保し、都市にみどりの風を呼び込むための「みどりのネットワーク」の形成を進めます。

基本戦略-3

街の中に多様なみどりを創出

都市におけるみどりは、ヒートアイランド対策や都市の魅力アップなどに有効ですが、新たな緑化スペースの確保が困難となっています。今あるみどりの保全、育成、活用とともに、壁面・屋上など新たな緑化を進め、多様なみどりをつなぎ広げていくことにより、都市の中でもみどりの風を感じる街づくりを進めます。

基本戦略-4

みどりの行動の促進

みどりの風を感じる大阪の実現には、府民・NPO・事業者・地権者・府や市町村などあらゆる主体が一体となった取り組みが必要です。

府民協働によるみどりづくりの体制づくりや教育・啓発活動を推進し、みどりを通じた地域力の再生を目指します。

(4)みさき農とみどりの活性化構想(令和2年(2020年)3月)

○計画期間

令和2年(2020年)から令和12年(2030年)

○基本的考え方

- (1) 社会潮流をはじめ人々の価値観やライフスタイルの変化に対応し、その先駆けとなる
- (2) 大阪都市部や関空へのアクセス性や豊かな自然環境(山、里、海)を有する好立地を最大限に活かす
- (3) 本町を取り巻く状況の変化やそれに伴う問題・課題に対応
- (4) 地域力の向上を基本に、内部の力と外部の力をうまく連携させる

○農とみどりの活性化のコンセプト

岬町は、大阪都心から程よい距離感に、山(みどり)、里(農)、海の3つがあることが最大の特徴です。それら3つの舞台で、町内の自然、歴史、文化資源等がそれぞれ魅力的な公園になり、そして、それらが集まって、岬町全体も公園のように活性化することをねらいます。

○農とみどりの活性化戦略

戦略1：農とみどりの持続的な保全・管理

戦略2：農とみどりの魅力を向上させる徹底活用

戦略3：町全域を楽しめる、歩く・走るネットワーク形成

戦略4：広域からの集客をねらう農とみどりの拠点形成

戦略5：ファンづくりと集客のための広報・発信

5. 意向調査

(1) 岬町住民意向調査

次期総合計画を策定するにあたり、住民の意向を把握し、検討に活かすための意向調査を行いました。
みどりの基本計画に関する設問と回答結果は以下のとおりです。

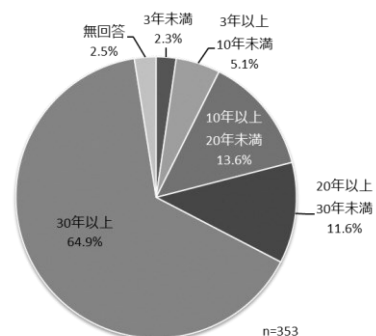
調査対象地域	岬町全域
調査対象	岬町内在住の 16 歳以上の住民 1,004 人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	配布・回収：郵送
調査時期	令和元年（2019 年）9 月 27 日（金）～10 月 15 日（火）

配 布 数	1,004
回 収 数	353
回 収 率	35.1%

問 1 - 1 あなたは、岬町に住んで何年になりますか。(1つに○)

30 年以上住んでいる人が約 65%です。

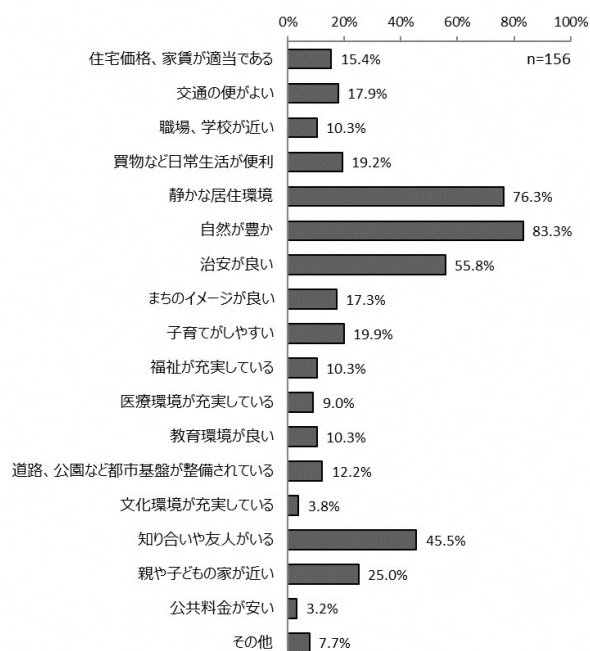
調査数	353	100.0%
3年未満	8	2.3%
3年以上10年未満	18	5.1%
10年以上20年未満	48	13.6%
20年以上30年未満	41	11.6%
30年以上	229	64.9%
無回答	9	2.5%



問 1 - 3 岬町が「住みよいまちであると思う」のはどのような理由からですか。(あてはまるものすべてに○)

最も多いのは「自然が豊か」であり、「静かな居住環境」「治安がいい」など居住環境についての理由が次いで多くなっています。

調査数	156	100.0%
住宅価格、家賃が適当である	24	15.4%
交通の便がよい	28	17.9%
職場、学校が近い	16	10.3%
買物など日常生活が便利	30	19.2%
静かな居住環境	119	76.3%
自然が豊か	130	83.3%
治安が良い	87	55.8%
まちのイメージが良い	27	17.3%
子育てがしやすい	31	19.9%
福祉が充実している	16	10.3%
医療環境が充実している	14	9.0%
教育環境が良い	16	10.3%
道路、公園など都市基盤が整備されている	19	12.2%
文化環境が充実している	6	3.8%
知り合いや友人がいる	71	45.5%
親や子どもの家が近い	39	25.0%
公共料金が安い	5	3.2%
その他	12	7.7%



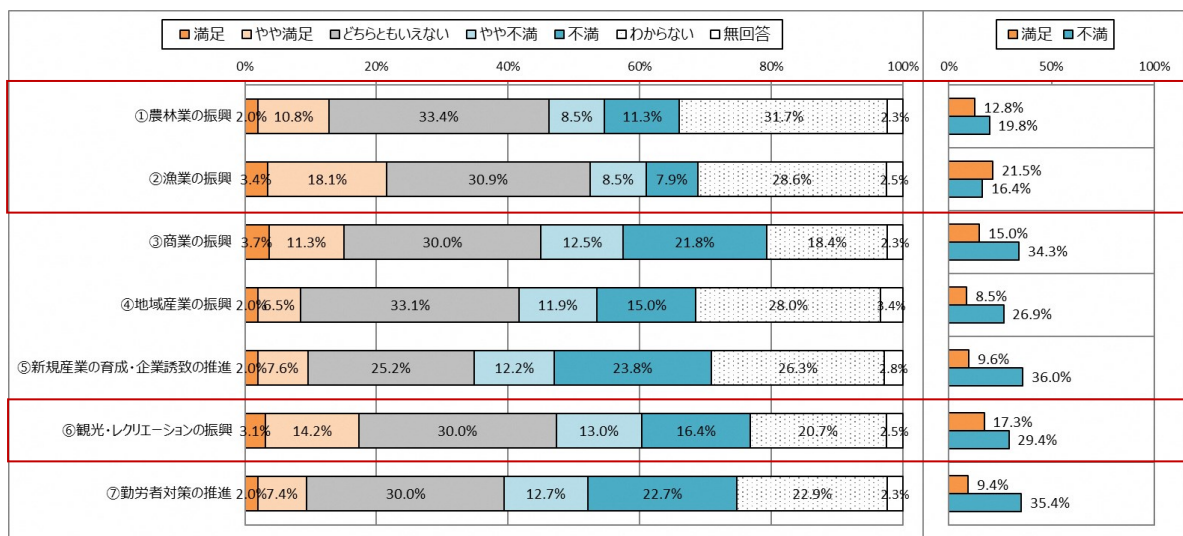
問5 あなたは、町が行っている産業・観光のまちづくりの取り組みについて、どの程度満足していますか。また、どの程度重要だと思いますか。（項目ごとに1つずつ○）

- ①農林業の振興：農業基盤の整備や地産地消への取り組み、森林の保全の取り組みを進める
- ②漁業の振興：水産物の地産地消、観光漁業を進め、魅力ある漁業の振興に努める
- ③商業の振興：本町の自然・歴史・文化を活かした観光・レクリエーションの取り組みを進める
- ④地域産業の振興：本町の自然・歴史・文化を活かした観光・レクリエーションの取り組みを進める
- ⑤新規産業の育成・企業誘致の推進：本町の自然・歴史・文化を活かした観光・レクリエーションの取り組みを進める
- ⑥観光・レクリエーションの振興：本町の自然・歴史・文化を活かした観光・レクリエーションの取り組みを進める
- ⑦勤労者対策の推進：本町の自然・歴史・文化を活かした観光・レクリエーションの取り組みを進める

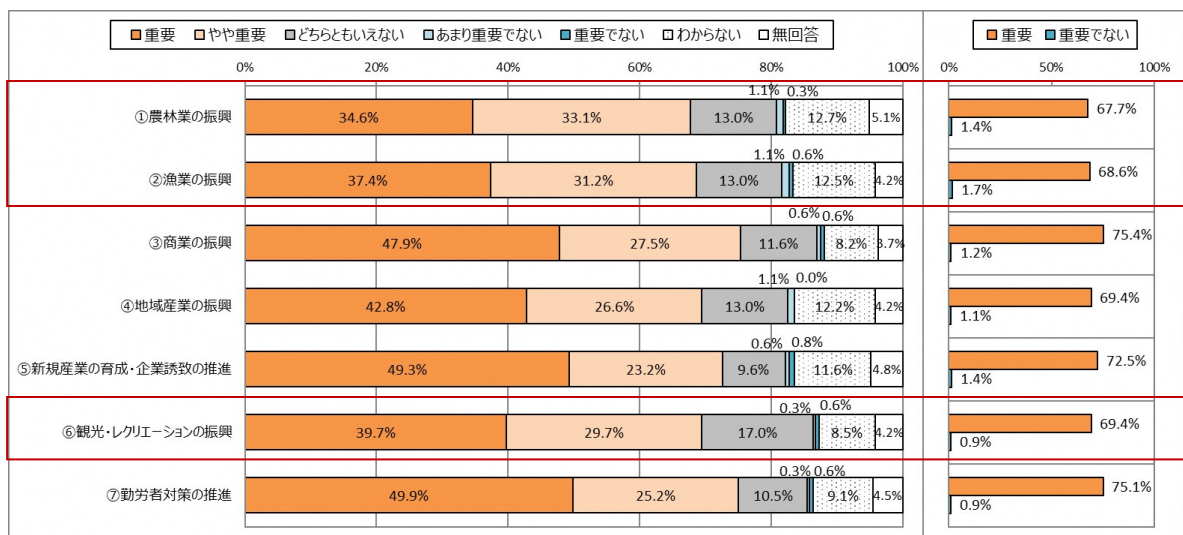
上記の項目で「満足」「やや満足」が最も多いのは、漁業の振興です。「不満」「やや不満」が最も多いのは観光・レクリエーションの振興です。

「重要」「やや重要」が最も多いのは、観光・レクリエーションの振興です。

【満足度】



【重要度】

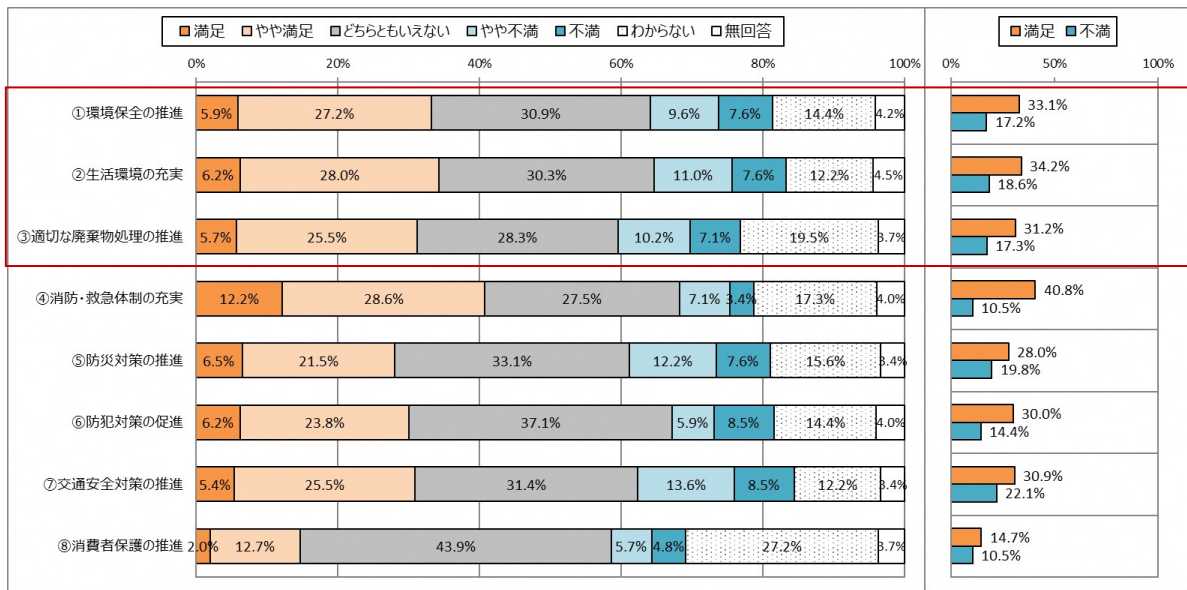


問6 あなたは、町が行っている環境・地域安全のまちづくりの取り組みについて、どの程度満足していますか。また、どの程度重要だと思いますか。（項目ごとに1つずつ○）

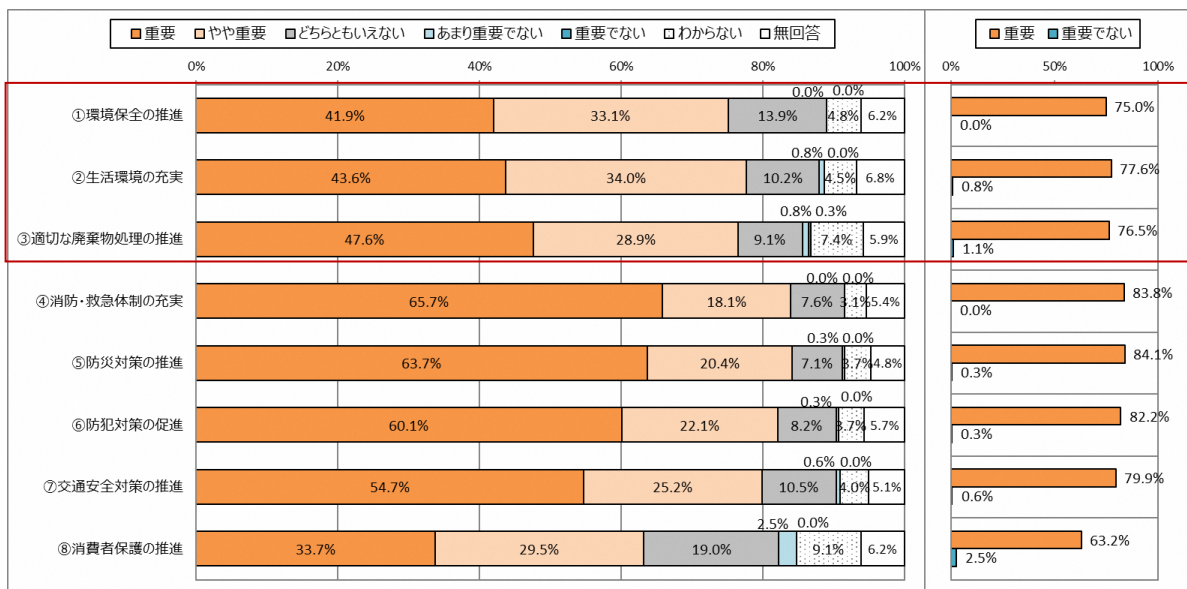
- ①環境保全の推進：良好な自然環境や景観を守り、自然とのふれあいの場として活用を進める
- ②生活環境の充実：豊かな自然環境に恵まれた生活環境を維持し、環境の美化や保全に努める
- ③適切な廃棄物処理の推進：廃棄物の減量化とリサイクルを進めることにより、持続可能な循環型社会の構築をめざす

上記の項目で「満足」「やや満足」が最も多いのは、生活環境の充実です。
「重要」「やや重要」が最も多いのは生活環境の充実です。

【満足度】



【重要度】

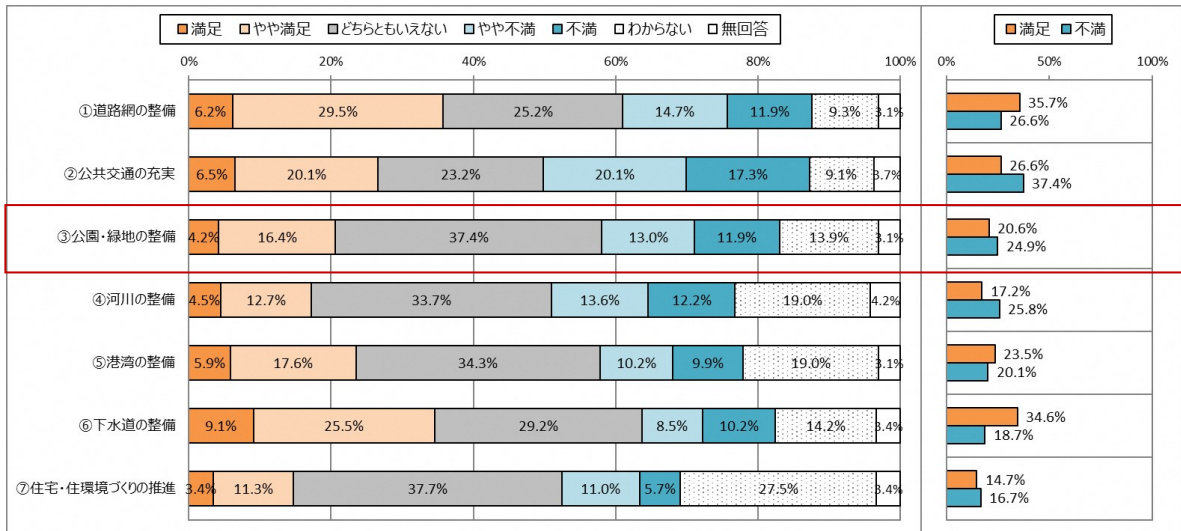


問7 あなたは、町が行っている都市基盤整備のためのまちづくりについて、どの程度満足していますか。また、どの程度重要だと思いますか。（項目ごとに1つずつ○）

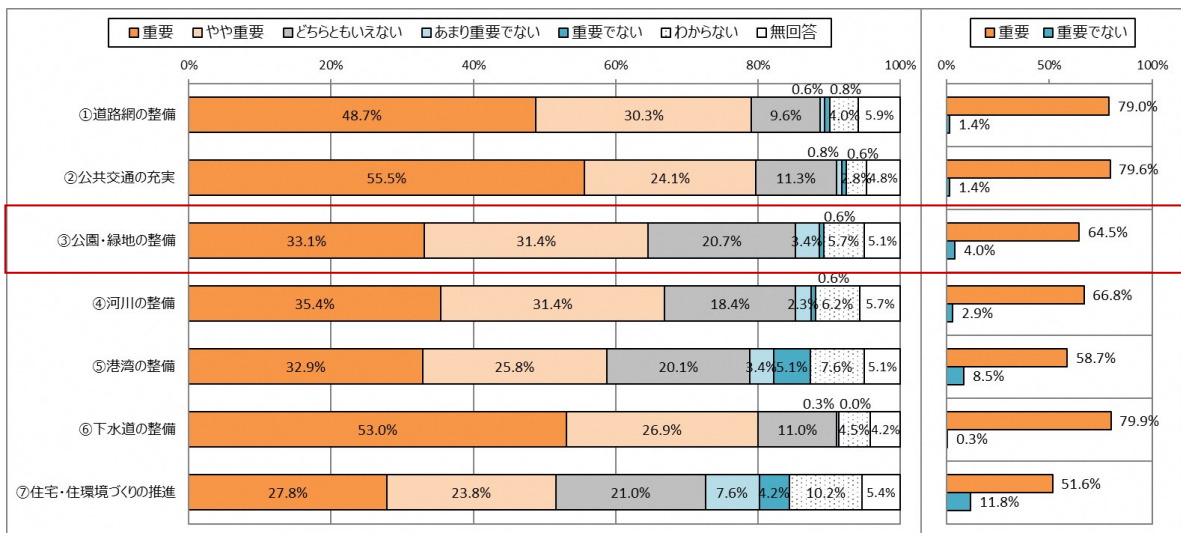
③公園・緑地の整備：公園緑地の整備や緑化を進め、住民が憩える環境づくりに努める

公園・緑地の整備について「満足」と「やや満足」と回答したのは 20.6%であり、他の項目と比べるとやや低い傾向にあります。「重要」と「やや重要」と回答したのは 64.5%であり、満足度を上回っています。

【満足度】



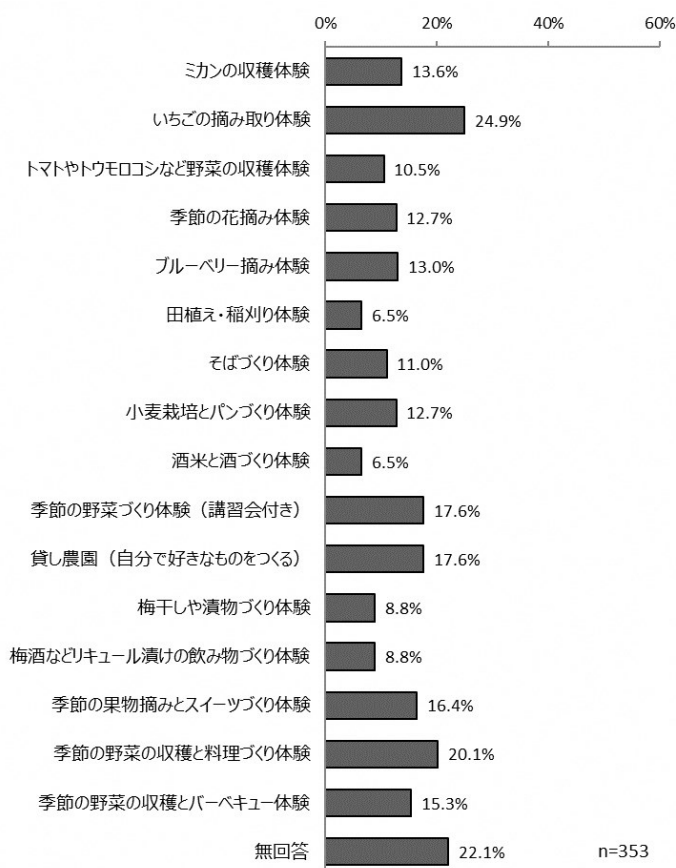
【重要度】



問 1 3 農業体験等に対する意向についてお聞きます。以下であなたが岬町内の農空間でやってみたいことは何ですか。(いくつでも○)

「いちごの摘み取り体験」(24.9%) が最も多く、次いで「季節の野菜の収穫と料理づくり体験」(20.1%)、「季節の野菜づくり体験(講習会付き)」、「貸し農園(自分で好きなものをつくる)」(17.6%)が続いています。

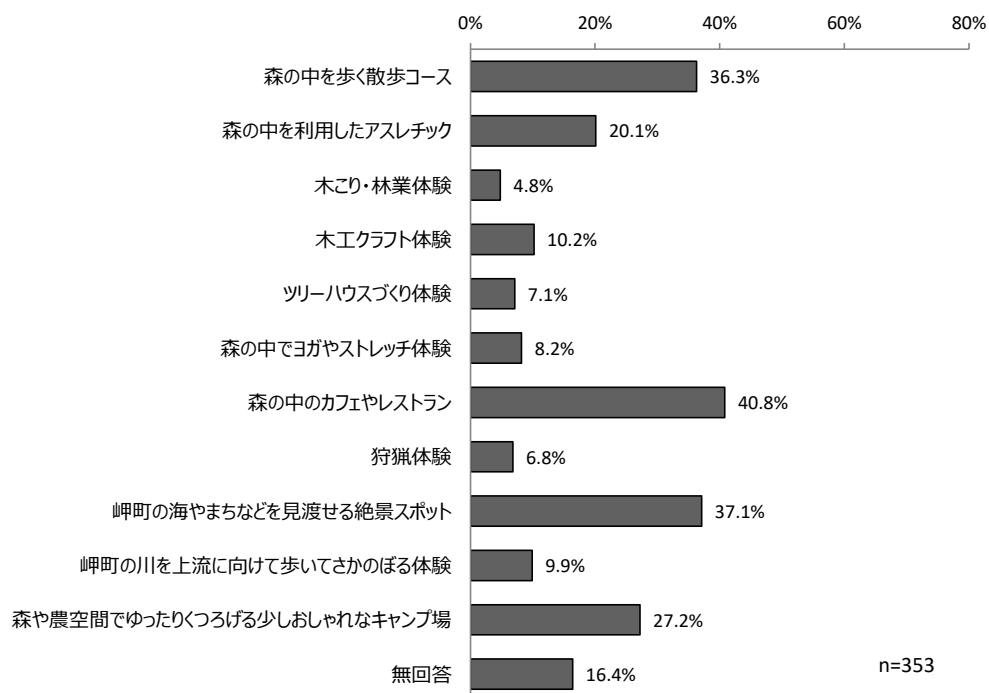
調査数	353	100.0%
ミカンの収穫体験	48	13.6%
いちごの摘み取り体験	88	24.9%
トマトやトウモロコシなど野菜の収穫体験	37	10.5%
季節の花摘み体験	45	12.7%
ブルーベリー摘み体験	46	13.0%
田植え・稲刈り体験	23	6.5%
そばづくり体験	39	11.0%
小麦栽培とパンづくり体験	45	12.7%
酒米と酒づくり体験	23	6.5%
季節の野菜づくり体験(講習会付き)	62	17.6%
貸し農園(自分で好きなものをつくる)	62	17.6%
梅干しや漬物づくり体験	31	8.8%
梅酒などリキュール漬けの飲み物づくり体験	31	8.8%
季節の果物摘みとスイーツづくり体験	58	16.4%
季節の野菜の収穫と料理づくり体験	71	20.1%
季節の野菜の収穫とバーベキュー体験	54	15.3%
無回答	78	22.1%



問 1 5 岬町内の森や山、公園などであなたがやってみたい体験やあったらよいと思うものは何ですか。（いくつでも○）

「森の中のカフェやレストラン」（40.8%）が最も多く、次いで「岬町の海やまちなどを見渡せる絶景スポット」（37.1%）、「森の中を歩く散歩コース」（36.3%）が続いています。

調査数	353	100.0%
森の中を歩く散歩コース	128	36.3%
森の中を利用したアスレチック	71	20.1%
木こり・林業体験	17	4.8%
木工クラフト体験	36	10.2%
ツリーハウスづくり体験	25	7.1%
森の中でヨガやストレッチ体験	29	8.2%
森の中のカフェやレストラン	144	40.8%
狩猟体験	24	6.8%
岬町の海やまちなどを見渡せる絶景スポット	131	37.1%
岬町の川を上流に向けて歩いてさかのぼる体験	35	9.9%
森や農空間でゆったりくつろげる少しおしゃれなキャンプ場	96	27.2%
無回答	58	16.4%



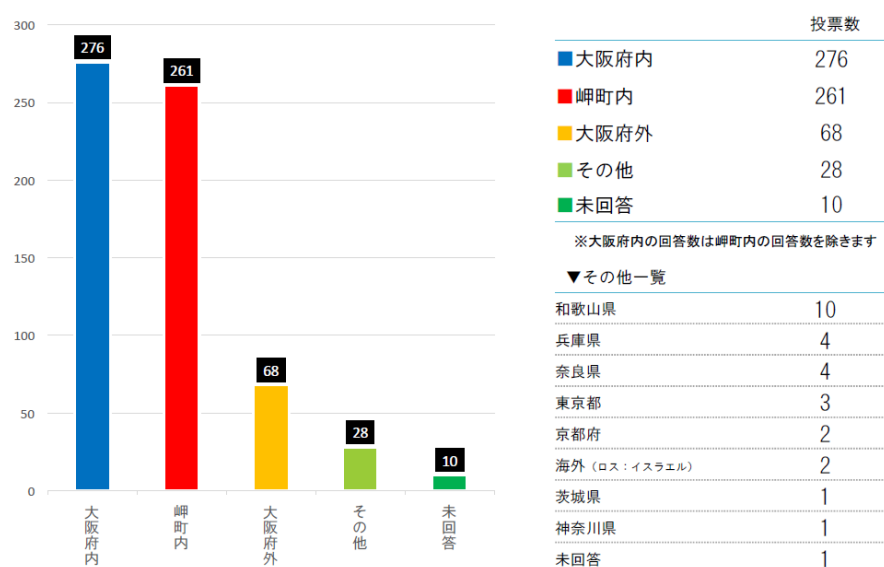
(2)新たなみさき公園整備に向けたアンケート調査

今後の新たなみさき公園づくりの推進に向けた意向調査を行いました。主な回答結果は以下のとおりです。

調査方法	WEB、紙媒体
調査時期	令和2年（2020年）6月1日～6月30日
回答数	WEB：552人、紙媒体91人 合計643人

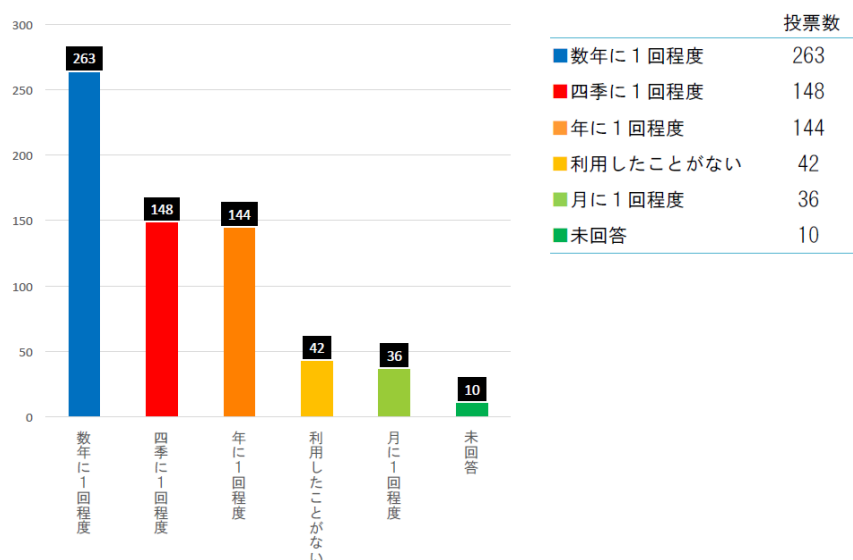
問1 あなたのことについて教えてください。【居住地】

岬町以外の大阪府内と岬町がそれぞれ約4割を占めています。



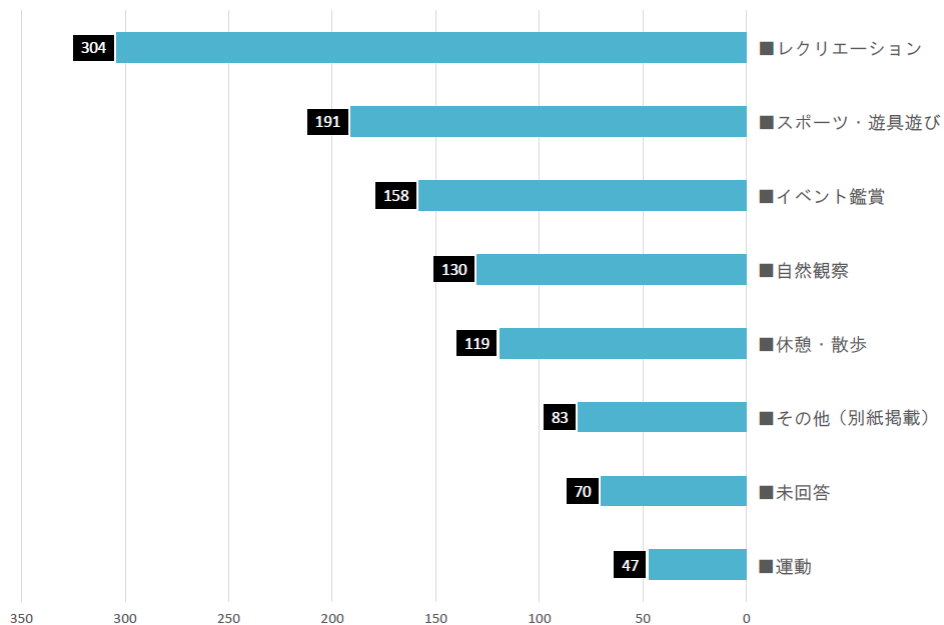
問2 どのような頻度でみさき公園（休園前）を利用（訪れ）しましたか。【居住地】

「数年に1回程度」が最も多く、「四季に1回程度」「年に1回程度」が続いています。



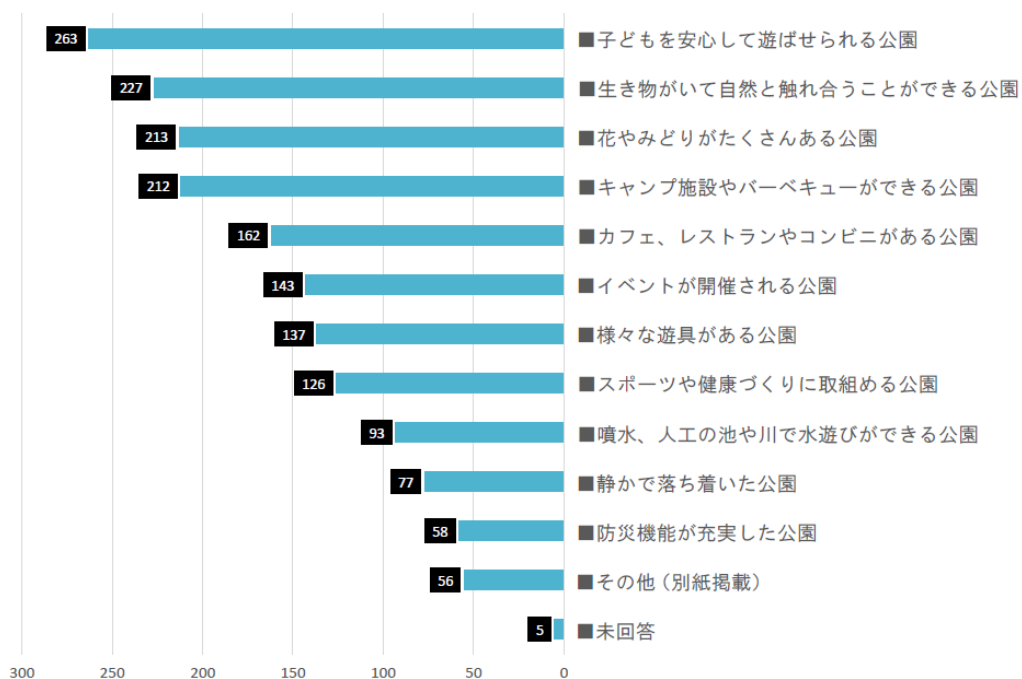
問4 みさき公園（休園前）をもっとも利用された目的を教えてください。【複数回答】

「レクリエーション」が最も多く、「スポーツ・遊具遊び」「イベント鑑賞」が続いています。



問5 新たなみさき公園がどのような公園であればいいと思いますか。【3つまで選択可】

「子どもを安心して遊ばせられる公園」が最も多く、「生き物がいて自然と触れ合うことができる公園」、「花やみどりがたくさんある公園」が続いています。



6. みどりに関する社会的潮流の整理

(1)人口構造の変化

日本の総人口は、平成 27 年度（2015 年度）の国勢調査において、大正 9 年（1920 年）の調査開始以来、初めての減少となりました。また、年少人口（15 歳未満人口）や生産年齢人口（15 歳から 64 歳人口）が減少している一方、老年人口（65 歳以上人口）は増加し、高齢化率は約 26.6%（平成 27 年度（2015 年度）国勢調査）となっています。更に国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の平成 29 年（2017 年）推計によると、約 50 年後の令和 47 年（2065 年）には高齢化率は 38.4% になると推計されています。

「岬町人口ビジョン」によると本町においても、今後人口が減少していくことが予測されています。また、高齢化も年々進行している状況にあり、全国と同様、人口減少、少子高齢化が顕著になっていくことが予測されます。

岬町においては森林や農地などが豊富であるとともに、住民一人当たりの施設緑地面積が国の基準を大きく上回っていることから、今後は人口減少が進む中、みどりの「量」よりも「質」を重視し、既存のみどりの保全等、一定のみどりの「量」を確保しながら、「質」の向上に取り組むことが求められます。

(2)住民参加や協働の取組の拡大

住民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進み、行政だけでまちの課題に対応することが難しくなりつつあります。これに対し、平成 25（2013 年）年度より地域における課題解決や地域活性化に対し、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する「地域活性化に向けた協働取組の加速化事業」などが実施されており、環境分野での住民参加や協働をキーワードとした取組が広がりを見せています。

みどりのまちづくりに関しても、住民の主体的な取組や、住民一人ひとりがまちづくり活動に参画する意識の醸成が求められます。

(3)みどりにまつわる法制度の改正

みどりの「量」的確保から「質」的向上へという方向性の変化、財政面・人材面の制約等による地方自治体による新規整備や適切な施設更新の限界といった背景のもと、今後は民間活力を最大限に活かして、みどりの整備・保全を効果的に推進し、みどり豊かで魅力的なまちづくりを実現することが必要です。こうした考えのもと、平成 29 年（2017 年）6 月に都市緑地法等の一部が改正されました。

これらの法律の改正により、更にみどりの持つ多面的な機能を発揮することが可能となりました。

【法改正のポイント】

●都市公園の再生・活性化【都市公園法等】

- ・都市公園法で保育所等の設置を可能に
- ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- ・公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸（10 年→30 年）
- ・公園の活性化に関する協議会の設置

●緑地・広場の創出【都市緑地法】

- ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

●都市農地の保全・活用【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

- ・生産緑地地区の一律 500 ㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300 ㎡を下限）
- ・生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に
- ・新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

（4）地球レベルの温暖化対策や生物多様性の確保に関する意識の高まり

温室効果ガスの排出により地球温暖化をはじめとして、大量消費に伴い発生する廃棄物処理等、地球環境に関する問題への対応が迫られています。そのなかで、CO₂ 吸収源・固定源としてのみどりを保全・創出することが求められています。

一方、自然環境においては、都市部を中心に宅地化等の影響で、農地や樹林地等のみどりが減少し、自然に囲まれた住環境、まちの景観、多様な動植物への影響が懸念されています。

また、平成 20 年（2008 年）に「生物多様性基本法」、平成 22 年（2010 年）に「生物多様性地域連携促進法」が制定され、「生物多様性国家戦略 2010」では、みどりの基本計画が都市における自然的環境の確保に貢献する計画として位置づけられました。

本町においても、地球温暖化、気候変動への対応、生物多様性確保への対応の観点から、みどりの保全と創出、自然資源の利用の推進、生物の保全等が求められています。

（5）SDGs への貢献

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015 年の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標で、17 項目が設定されています。

日本においては、SDGs の目標達成のため、2016 年に内閣に SDGs 推進本部を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めるなど、積極的な取組を行っています。この指針においては、SDGs の目標群のなかでも優先課題が提示されており、そのなかに「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が含まれていることから、みどり保全に関する積極的な取組が求められます。

（6）防災・減災のまちづくりに対する意識の高まり

東日本大震災や平成 30 年（2018 年）の台風 21 号被害などの等大規模な災害から得た教訓をもとに、都市の防災や減災に向けた対応が求められています。平成 25 年（2013 年）には「強くしなやか

な国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、災害への対応が推進されています。

防災・減災のまちづくりにおいて、みどりは様々な役割を果たします。

- 森林が土砂崩れを防止する。
- 海岸の森林が暴風・防砂の役割を果たす。
- 津波発生時に海岸背後のオープンスペースが湛水の間として機能し、後背地の市街地等における被害を軽減する。
- 森林や農地が雨水を一時的に貯留し地下に浸透させることによって浸水被害を軽減する。
- 火災時に、オープンスペースや樹木が延焼を阻止する。
- 公園、広場などが災害時の避難地、帰宅困難者の収容所、被災後の被災地支援拠点等として機能する、など。

このように防災・減災のまちづくりに貢献する公園緑地、道路、河川、ため池、水路等の都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地等の貴重なオープンスペース、学校、比較的敷地の大きな公共施設の有効活用を図り、まちの防災性を向上させていくことが求められます。

7. 課題

これまでに整理した岬町のみどりの状況や住民意向調査結果、社会潮流、上位関連計画等を踏まえ、みどりのまちづくりに関する課題を整理します。

(1) 岬町らしい個性豊かなみどりの保全と育成

岬町には、みさき公園やせんなん里海公園、いきいきパークみさきといった大規模な公園とともに、森林や農地も多く、みどり豊かなまちと言えます。そのほかにも身近で小規模な公園・緑地や社寺・古墳のみどり、民有地の花木など人々の営みのなかで守り育てられてきた様々なみどりが存在します。これらは、みどりが有する多様な機能を持つグリーンインフラとして、本町の魅力や住民生活の質の向上につながる重要な役割を持っています。

これらの岬町らしい個性豊かなみどりについて保全・育成しつつ、次世代に受け継いでいく必要があります。

(2) 多様な生物が共生する質の高いみどりの保全・創造

地球環境問題が深刻化する中、温暖化対策、生物多様性の観点から、みどりの保全と創出、自然資源の利用の推進、生物の保全等に取り組むことが求められます。

国連が定めた持続可能な開発目標であるSDGsに関し、日本が定めた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」において、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が優先課題であると位置づけられていることから、みどりの保全に関する積極的な取組が求められます。

また、地球温暖化、気候変動対策として、低炭素社会の実現に向けた環境負荷の軽減を図る取組も必要です。

(3) みどりの適切な維持管理と更新

遊具等の施設、設備の老朽化が進んでいる公園については、それらの適切な維持管理や周辺住民の人口構成の変化やニーズに対応したリニューアルが求められます。

また、今後、人口減少が見込まれるなか、新たな公園・緑地の整備は、周辺の開発動向や人口の見通し等を考慮して計画的に進める必要があります。

森林の樹木に関しては、今後の維持管理のあり方を見据えながら、計画的に手入れしていくことが求められます。

(4) 様々な役割を持つみどりのネットワークの形成

市街地にはまちの魅力要素でもある様々なみどりの資源や歴史文化資源等が点在していますが、単独で存在するものが多い状況にあります。まちの魅力向上に向けては、観光やレクリエーション、景観形成等の観点からこれらを結ぶ散策路の整備など、みどりとみどりをつなぐネットワーク化が重要です。また、みどりの活用による効果を高めるため、公共施設周辺での緑化の強化やオープンスペースの確保等、みどりの配置を施設とセットで考えることも必要です。

(5) みどりの質の向上と活用

本町は、山林や農地などの自然が豊富で、公園・緑地の量も概ね充足しています。今後、少子高齢化

の進行や厳しい財政状況が続くと予想されるなか、持続可能なまちの実現に向けては、みどりのまちづくりの分野ではこれまでのみどりの「量の拡大」から、今あるみどりの「質の向上」を図りつつ、いかに活用していくかが重要な課題になりつつあります。

また、SDGs の観点から、公園、緑地のほか森林、農地等の多様なみどりについて、住民の価値観、ライフスタイルの多様化等も踏まえ、単にレクリエーションやスポーツ等の場として利用するだけでなく、地域交流や子育て、福祉の場の提供、さらにはにぎわいづくり等の面でみどりが持つ機能を引き出しながら積極的に活用していくことが必要です。

(6)協働によるみどりの取組の推進

第5次総合計画の基本方針においては、住民や自治会、住民活動団体、事業者と行政とが協働でまちづくりを進めていくことを方向付けています。

みどりに関しては、既に地域や活動団体によって公園・緑地の維持管理、樹林地の維持管理、自然とのふれあいの促進等、みどりに関する様々な活動が取り組まれています。これらの活動の発展を図ることが必要です。

また、平成29年（2017年）の都市緑地法の改正では、公共施設等において民間活力を導入する制度が創設され、より一層みどりを地域の魅力や活力の向上を図るために活用することが可能となりました。公園・緑地の分野でもスポーツや健康、レジャー等をテーマとした民間活力の導入によるマネジメント等の取組が各地で行われています。住民や事業者が主体となった取組や協働による取組を根付かせ、拡大していくとともに、地域のみどりのまちづくりを担っていく人材を発掘・育成するために、現在活動していない人々が気軽に参画できる機会を充実させたり、民間活力を導入した取組を展開する等、様々な主体の協働によるみどりのまちづくり活動を広げて行くことが必要です。

(7)計画の進行管理による着実な取組の推進

本計画に定めるめざすべきみどりの将来像を実現するには、計画を進行管理しながら、確実に各種事業等を進めていくことが求められます。総合計画や都市計画マスタープラン等の計画の進行管理と連携しつつ、施策や事業を進めていくことが必要です。

3章 計画の基本方針

1. まちの将来像

第5次岬町総合計画では、令和12年度（2030年度）に向けたまちの将来像を次のように掲げており、本計画でもこのまちの将来像を踏襲します。

みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち“みさき”

みどりの基本計画は、この「みんなでつくる 恵み豊かな温もりのまち“みさき”」の実現に向けて、みどりの保全・創造、活用の面から各種の施策等を位置付けるものです。

2. みどりのまちづくりの目標と基本方針

岬町は、山林や農地、海浜など豊かなみどりを有しており、公園・緑地面積も目標水準を大きく上回っています。また、住民が住みよいまちであると思う理由として「自然が豊か」であることが高く評価されており、みどりの量についてはおおむね充足していると考えられることから、以下のように目標と基本方針を設定します。

ア 住民の共有の財産として質の高いみどりの保全・創造をめざす

住民共有の財産であるとともにまちの魅力を高める重要な要素として、みどりを守り育て、次世代へと引き継ぐことをめざします。

みどりが持つ多様な機能を踏まえたみどりのネットワーク形成を図るとともに、みどりの種類やみどりのある場所、人との関わりの中で求められる役割などに対応した質の高いみどりの保全・創造を図ります。

イ 生活や様々な都市活動の中でみどりの活用をめざす

住民の日常生活や様々な活動の場において、積極的なみどりの利用・活用をめざします。

身近な公園・緑地、運動広場などに加え、海浜公園や山地、丘陵地の森林、農地、社寺・古墳なども含めた岬町らしいみどりの個性を活かしながら、従来のレクリエーション、防災、環境保全、景観形成に加え、健康づくり、教育、生涯学習、交流・地域活性化等の分野でもみどりの積極的な活用を図ります。

ウ 住民のみどりへの関心を高めるとともに、多様な主体のみどりのまちづくりへの参加をめざす

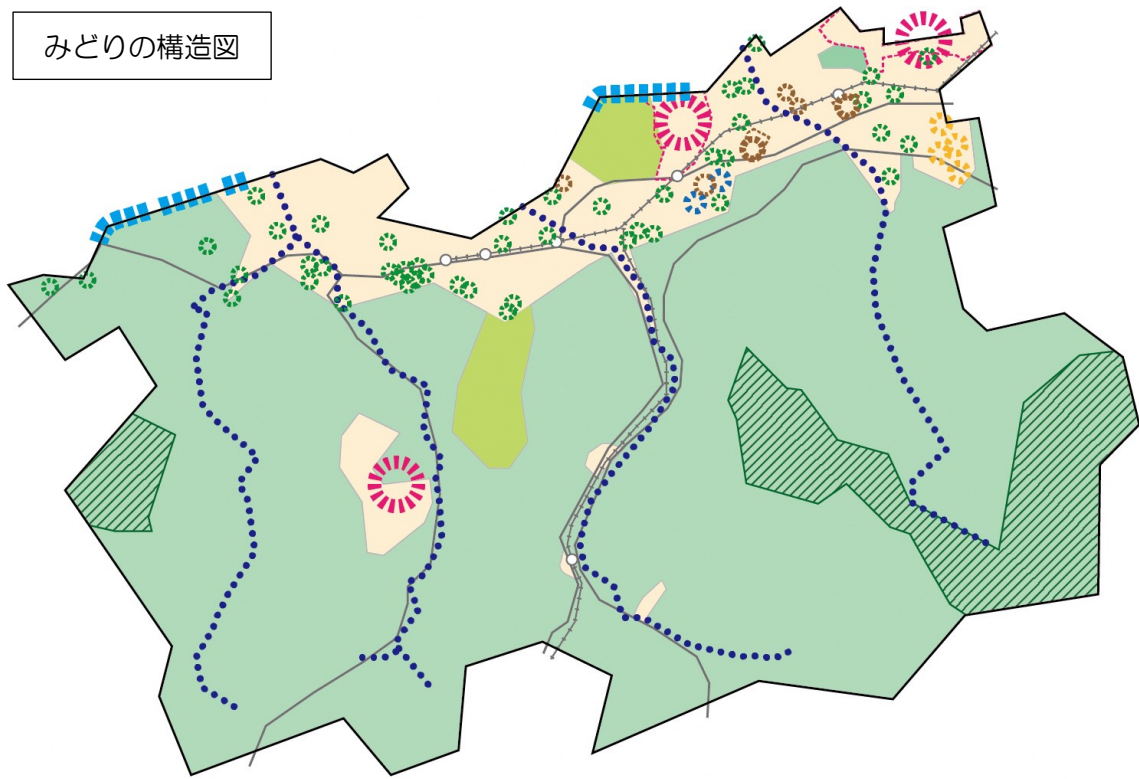
みどりの利用・活用が住民の生活や都市活動をより充実させるという考え方にに基づき、多様な主体がみどりのまちづくりに関わっていくことをめざします。

みどりに関わる主体の育成やみどりのまちづくりに参画できる場、機会の充実など住民にとってより良いみどりのまちづくりを推進するという意識のもと、より多くの住民がみどりに関わる取組を推進します。

3. みどりの構造図

将来における町全体のみどりの姿を示すみどりの構造図は、拠点、ゾーン、軸の3つの要素で構成します。

みどりの構造図



拠点	都市基幹公園等	ゾーン	市街地・集落	その他	ゴルフ場
	住区基幹公園		森林		自然公園
	その他都市公園	軸	河川		自然海浜保全地区
	児童遊園・運動広場等				
	社寺・古墳等のみどり				

拠点	都市基幹公園等であるみさき公園とせんなん里海公園、いきいきパークみさきは、町外からの利用者も想定した大規模なオープンスペースを持つみどりの拠点として施設や設備の充実等を図ります。その他都市公園や児童遊園、運動広場等については、住民に身近なみどりとして適切な施設の維持管理、充実を図ります。
ゾーン	市街地・集落においては、公園緑地、社寺・古墳、農地、宅地のみどりなど、多様なみどりが点在する市街地・集落の形成を図ります。森林は、山間部や山裾の山林、その他まとまりのある樹林地について、良好な自然環境が残るエリアとして保全・活用を図ります。
軸	山間部から大阪湾に流れる河川については、自然に触れられる空間、良好な景観形成、防災、生物生息など多様な機能を持つ水とみどりのネットワークとして保全・活用します。
その他	大阪府立自然公園と自然海浜保全地区については、それぞれ山間部と海浜部のみどりの特性を踏まえ、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。 ゴルフ場については、周辺環境との調和に配慮した適切な維持管理を促進します。

4章 みどりの推進のための施策

1. 住民の共有の財産として質の高いみどりの保全・創造をめざす

(1) 緑地の保全

ア 森林の保全

(ア) 山間部の森林

- ・山間部の森林については、林業のほか景観形成や防災、レクリエーションなど多様な機能を持つことから、森林整備計画に基づく計画的な森林環境の育成を図ります。また、岬町森林整備方針により、森林環境譲与税等を活用した森林整備や木材利用等に向けた取組を進めます。
- ・大阪府立阪南・岬自然公園として指定されている紀泉アルプス西地区、高森山地区については、大阪府立自然公園制度に基づき、優れた自然景観の保護と活用を図ります。
- ・アカマツ・モチツツジ群集などの天然林については、大阪府や周辺市町、森林組合等と連携し、森林病虫害対策を含めた保全・再生を図ります。

(イ) 自然海浜保全地区

- ・長松海岸自然海浜保全地区と小島海岸自然海浜保全地区は、自然の状態が保たれている貴重な海岸として保全するとともに、自然海浜の保全に関する啓発活動や、ボランティアによる清掃など保全活動の支援を行います。



小島海岸

(ウ) 保安林及び地域森林計画対象民有林

- ・保安林及び地域森林計画対象民有林については、水源のかん養や木材生産としての役割維持を基本としつつ、生物多様性の確保、自然景観の保全といった役割も重要であることから、都市近郊の貴重な緑地空間として秩序ある土地利用計画のもと、その保全・育成に努めます。

イ 農地の保全

(ア) 市街化調整区域の農地の保全

- ・市街化調整区域の農地は農業の場のほか、水害防止や水源かん養などの機能も有していることから、農作物の生産活動を基本としつつ、多様な機能の維持、強化を図ります。
- ・道の駅みさき周辺市街化調整区域の農地については、岬町のやま・さと・うみを一カ所で集中的に体験するシンボリックな場所としての農とみどりの活性化の機能を含む拠点が形成されるエリアにふさわしい土地利用の誘導を図ります。

(イ)市街化区域の農地の保全

- ・市街化区域内にある農地については、平成 27 年（2015 年）の都市農業振興基本法の考え方に即し、農産物の供給地としてのみならず、防災や景観等の多面的な機能を担うものとして農地を活かしたゆとりある住環境の形成を図るとともに、生産緑地の指定に向けた検討を行います。

(ウ)市民農園の整備

- ・住民が気軽に農業に親しむことができる場として、市民農園の開設を促進します。

(2) 公園・緑地等の整備と維持管理・運営

ア 公園・緑地の整備・再整備と維持管理・運営

(ア)都市基幹公園

- ・総合公園として位置付けられているみさき公園については、町の新たな憩いや交流拠点としての公園・緑地の再整備を推進します。
- ・再整備にあたっては、PFI 事業や指定管理者制度など民間活力を積極的に活用して、魅力ある都市公園を実現することをめざします。



みさき公園

(イ)広域公園

- ・広域公園であるせんなん里海公園については、今後も海に親しめる公園として、管理運営に努めるよう大阪府に働きかけます。

(ウ)その他都市公園と児童遊園、運動広場等

- ・いきいきパークみさき（多奈川地区多目的公園）については、大阪府との連携により「公共と民間が協働で創造する新しい多目的公園」を基本コンセプトとした整備がなされ、ビオトープや緑地などについては、住民・事業者・行政の協働による維持管理を推進します。
- ・身近な地域で子どもが安心して遊べる場等として整備された児童遊園、運動広場などについては、地域住民の協力を得ながら適切な維持管理を行うとともに、市街地における配置バランスを考慮しつつ整備を図ります。
- ・整備後、相当年数が経過している公園については、施設、設備の長寿命化やストック再編の視点を考慮しつつ、バリアフリー化や防災機能の向上等を含め地域の実情に合わせた再整備や施設、設備の更新を計画的に行います。
- ・公園の運営管理にあたっては、適切なみどりの剪定や遊具の更新などを進めるとともに、住民が公共施設の管理に携わる新たな展開も含め、その規模や特徴等に応じた管理運営を行います。
- ・健康ふれあいセンター（ピアツァ5）、海釣り公園については、今後も多くの人々が集い、楽しむ空間として維持管理を図ります。



いきいきパークみさきのビオトープ
（多奈川地区多目的公園）

- ・既成市街地においては、空き地等を活用したポケットパーク等のオープンスペースの確保について検討します。

(エ)緑地・緑道

- ・開発地における緑地・緑道については、地域住民との協働による維持管理を図ります。
- ・「修験道ルート」と呼ばれる近畿自然歩道（紀泉伊勢南街道ふれあいルート）、淡輪駅、みさき公園駅から飯盛山を経て孝子駅、紀泉高原につながるハイキングコースについて、案内板設置や休憩用ベンチの設置等を検討します。



飯盛山

(3) まちなかのみどりの保全・創造

ア 道路のみどり

- ・街路樹については、街路景観の形成だけでなく通行する車・自転車や歩行者の安全性の確保、落ち葉による周辺住民への影響等も勘案しつつ、計画的な剪定や植え替え等の維持管理、更新を進めることとし、剪定にあたっては、樹木の特性に応じて樹形のバランスがとれるように行う等、良好な沿道景観の形成に向けた街路樹の育成に努めます。
- ・駅前や交差点付近等多くの人の目に触れる場所では、植栽等まちに彩りを添えるみどりの空間づくりに取り組みます。

イ 河川・水路、ため池のみどり

- ・番川、大川、東川、西川の主要河川は、山間部から市街地、海岸部を結ぶみどりの空間として整備に努め、みどりの連続性の確保を図ります。
- ・危険防止、生物多様性の確保などに配慮しつつ、適切な維持管理に努めるとともに、河川敷に生息する生き物保全活動など自然と共生する取組を促進します。
- ・ため池については、本来の目的である治水・利水機能の維持・充実を図るとともに、うるおいある景観形成や多様な生物の生息等の重要な役割も併せ持つことから、管理者との連携を図り保全に努めます。

ウ 海浜のみどり

- ・海浜については、水系レクリエーションや優れた景観を構成するみどりとして、保全を図ります。

エ 公共施設のみどり

- ・公共施設の整備や建て替えにおいては、既存のみどりの活用や敷地緑化、建築物の壁面・屋上緑化など多様な手法によるみどりの確保に努めるとともに、明るく親しみのある環境を創出するため、花や実をつける樹種も組み入れた積極的な緑化及び適切な維持管理を進めます。
- ・身近な公園が不足している地域等においては、周辺住民の意向を踏まえつつ公共施設の跡地や町が

所有する未利用地について、暫定的な利用も含めみどりの空間としての活用を進めます。

- ・幼稚園・保育所・小中学校の運動場での芝生化や学校ビオトープの整備等をはじめとする学校施設の緑化を検討するとともに、住民が整備やマネジメントに参画する取組を促進します。

オ 社寺林など身近な樹林地の保全

- ・宇度墓古墳や西陵古墳などのみどりや地域住民、観光客に親しまれている社寺林、個人所有地のみどりについては、本町の歴史的風土を表すみどりとして、今後も住民・行政との連携により保全に努めます。

カ 民有地・民間施設のみどり

(ア)民間施設の緑化

- ・民間施設については、大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度に基づき緑化を指導・誘導します。

(イ)工場、事業所等の緑化

- ・事業所、工場等においては、防災、ヒートアイランド対策、景観形成等の観点から積極的な敷地内緑化と適切な維持管理に努めることとし、特に敷地境界や接道部では、地域特性や街路樹等を考慮し、周辺環境と調和した緑化に努めるとともに、公開空地を確保し、景観形成に対応した修景効果の高い緑化を行います。
- ・敷地内においても工場立地法による緑地を確保するとともに景観木等の植栽を促進します。



関西電力多奈川第二発電所「緑と憩いのエリア」

(ウ)住宅地における身近なみどりづくりや住民の自発的なルールづくりによる緑化

- ・良好な住宅地等においては、地区計画、緑地協定等による住民の自発的なルールづくりの中で緑化率を規定し、地区内の積極的な緑化と維持管理を促進します。
- ・住宅においては、鉢植え等による軒先やベランダ、バルコニー等小さな空間を利用した身近なみどりづくりを促進します。

2. 生活や様々な都市活動の中でみどりの活用をめざす

(1) 地域コミュニティやまちづくりの様々な活動の場としてのみどりの活用

ア 健康づくり、レクリエーション分野

- ・スポーツや健康づくりに関わる団体等との連携等を図りつつ、みどりの基本的な役割である健康づくり、レクリエーションの場として活用に努めます。



いきいきパークみさきのグラウンド



岬町サイクリイベント

イ 子育て分野

- ・子どもがみどりの中で遊びながら、心身の成長や家族、友達と絆を深める場として活用します。
- ・また、少子化が進む中、身近に育児の仲間が見つからず不安を抱えている親にとって、親同士の出会いの場、さらには悩み相談や情報交換、育児の息抜き場などとしても活用に努めます。

ウ 教育、生涯学習分野

- ・学校や PTA などの教育関連団体等と連携しつつ、森林、海浜、河川・ため池、公園、農地などの豊かなみどりを活用した生態系や環境問題についての学習の場として活用します。
- ・また、大人も含めて歴史や文化等と合わせた地域学習の場としても活用に努めます。

エ 保健・福祉分野

- ・みどりと触れ合い、みどりの癒し効果により、心身のストレス緩和、機能改善等の効果が見込まれることから、障がい者や高齢者向け等の園芸活動等の場として活用に努めます。
- ・それらの活動の中で参加者間の交流が育まれるとともに、ノーマライゼーション社会（障がいのある人もない人もともに認め合い支え合う社会）への理解が進むことなども期待できます。

オ 交流・観光、地域活性化分野

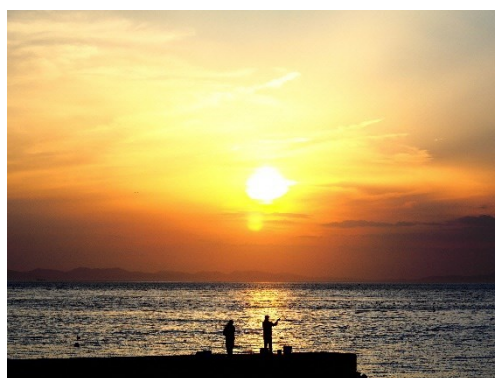
- ・みどりを集客等のための要素として位置づけ、公園等における祭りやイベントの開催、観光農園などにより、交流人口の増加、町のイメージアップ、地域経済の活性化などを図ります。

カ 景観分野

- ・まちにゆとりとうるおいを与える景観構成要素としてみどりを活用し、地域の魅力の向上、さらには住民の自分のまちに対する誇りや愛着の醸成につなげます。



あたご山



長松海岸

キ 防災分野

- ・防災、減災に貢献する要素としてみどりを活用します。
- ・洪水対策、津波対策、土砂災害対策、火災延焼の遮断等の観点から農地や公園、街路樹、森林などのみどりを活用し、まちの防災性の向上を図ります。

ク 都市環境、自然環境保全分野

- ・生物の生息や気象緩和など環境面からみどりを保全するよう努めます。
- ・生態系保全や生物多様性を維持・保全するとともに、市街地におけるきめ細かなみどりの配置も合わせて大気の浄化、都市型気象の緩和など快適な都市環境形成を図ります。

(2)みどりやみどりのまちづくり活動等にかかる情報の発信

- ・広報やホームページ、SNS 等の様々な情報発信手段を活用し、町のみどりの紹介や、みどりを活用した取組について町内外への発信に努めます。



岬町 facebook

3. 住民のみどりへの関心を高めるとともに、多様な主体のみどりのまちづくりへの参加をめざす

(1)みどりに関する普及、啓発と住民団体等のみどりに関わる活動への参加促進

ア 緑化にかかる活動支援

- ・緑化、環境保全などに取り組む団体の活動を支援するよう努めます。
- ・団体や住民間のネットワークを強化するための支援に努めます。

イ みどりや環境に関する活動の支援等

- ・みどりの活動にかかる団体や住民の取組についての支援やアドバイスを行います。
- ・多様なみどりの効果を踏まえ、様々な地域の活動やまちづくり活動等に対し、みどりの活用を促進します。

ウ みどりや環境の活動に関わる人材育成

- ・住民の里山再生活動やビオトープによる自然環境の再生活動などの民間の活動を支援することにより、みどりや環境の活動にかかわる人材の育成に資する取組に努めます。
- ・関係機関との連携を図りながら子どもへのみどりや環境に関する教育に取り組みます。

エ 専門家との連携強化

- ・みどりや環境について専門的なアドバイスを行う専門家によるみどりの講習会の開催など、専門家との連携強化を図ります。

(2)みどりに親しみ、学ぶイベントの開催

ア 生き物観察会・学習会等

- ・公園や森林、海浜、河川・ため池、ビオトープなどのみどりを活用し、子どもたちが自然の生態系や環境保全について学ぶことができる生き物の観察会や学習会の開催を支援します。

5 章 計画の推進方策

1. 住民・事業者・行政の役割

今後の岬町におけるみどりのまちづくりにかかる活動は、住民、事業者、行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のもとで進めていきます。

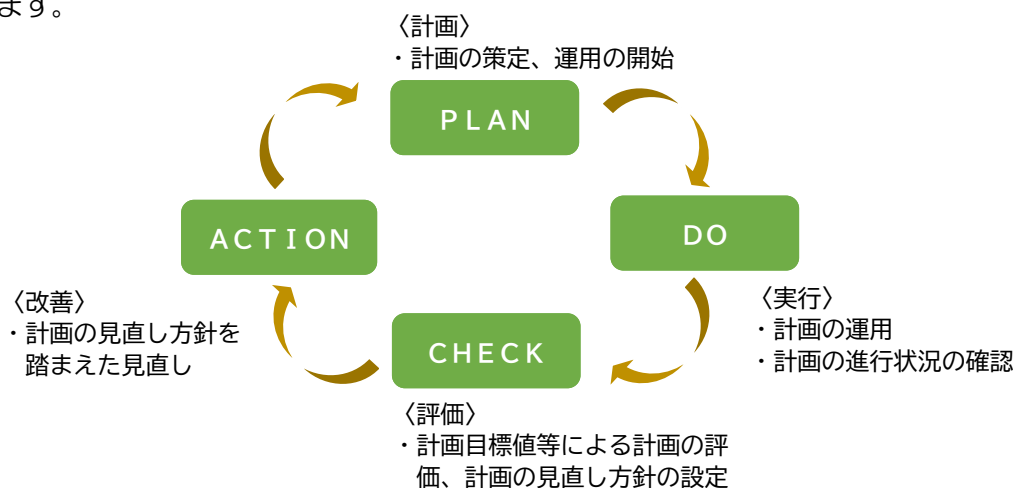
表 住民、事業者、行政の役割

主体	役割
住民	・住民は、みどりのまちづくりの主役として、自らの活動の中でみどりの活用を図るとともに、みどりのまちづくり活動に積極的に取り組みます。 ・みどりに関するセミナーやイベントなどへ積極的に参加します。
事業者（民間企業、NPO、地縁団体等）	・地域社会を構成する一員としてみどりのまちづくりに対する理解を深め、緑化活動等に参加・協力します。 ・開発等を行う場合は、町がめざすまちづくりの方向性を十分理解し、周辺の環境や景観等に配慮した計画とします。
行政	・みどりの基本計画に基づき、地域制緑地の指定や都市基盤整備など、行政でなければならない取組を実施します。 ・住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供や意向把握、住民活動の支援、住民参加の仕組みづくりなどに努めます。 ・みどりの普及啓発のためのセミナーやワークショップなどの開催に努めます。 ・みどりの保全、整備等を進めるにあたり、町の区域を超える広域的な取組については、国や大阪府、近隣市町及び関係機関との連携・調整を図ります。

2. みどりの基本計画の進捗管理

本計画の実現に向け、「PLAN（計画）」「DO（実行）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のPDCAサイクルの考え方に基づいて、概ね5年ごとに進捗管理を行います。

あわせて、本計画については、人口動向や社会情勢の変化等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うものとします。



用語集

行	用語	解説
あ	アドプト	アドプトとは里親のこと。住民が身近に利用する公共施設を自分たちの子供のように育てていくというコンセプトのもと、市民団体や企業等が行政の支援を得て継続的に実施する活動。
	運動公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の運動の用に供することを目的とした公園。利用目的に応じて1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
	SDGs（持続可能な開発目標）	平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。
	NPO	Non-Profit Organization の略。「非営利組織」または「非営利団体」。現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」を指す言葉として一般に使われており、法人格の有無や活動の種類は問わない。
	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・樹林地・農地など、建物によって被われていない土地の総称。
か	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	気候変動	数十年間という期間の中で、気候が移り変わる事。二酸化炭素の増加に伴って地球の平均気温が上昇し、大型で強力な台風の発生や大雨、大規模な干ばつが発生するなどの悪影響をもたらす。
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法もしくは近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定される区域。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
	建築協定	建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準を定める制度。
	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たり面積50haを標準として配置する。
	公募設置管理制度（Park-PFI）	飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

行	用語	解説
さ	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画区域の中の一つで、住宅建設などの市街化を抑制すべき区域。
	自然海浜保全地区	水際線付近において砂浜、岩礁、その他これらに類する自然の状態が維持されているもの、海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるものとして、知事が指定する地区。
	指定管理者制度	自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。
	児童遊園	自治会などが設置し、管理・運営する主に年少の児童のために公共に開放した公園。
	社寺林	神社や寺院の敷地内にある森や林。地域の特色や歴史を感じられる身近なみどりとなっている。
	生産緑地	生産緑地法に基づき、緑地機能及び多目的保留地機能を有する 500 m ² 以上の市街化区域内農地を保全するため、市町村が都市計画で定める地域地区。農地等として管理が義務付けられるが、指定から 30 年経過後または農業の従事者等が農業に従事することができなくなった際には市町村に買い取りの申し出をすることができる。
	生態系	森林・草原・河川・湖沼・海岸等のように自然景観によって区別することのできる、あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物等すべての生物群集と、その生活に関与する大気・水・土壌・光等無機的環境からなるひとつのシステム。
	生物多様性	ある生物群系、生態系、または地球上に多様な生物が存在している状態、および進化の過程で多様な遺伝子プールが過去から未来へと受け継がれている状態を指す概念。
た	総合公園	都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。面積 10～50ha を標準とする。
	地域森林計画対象民有林	森林法第 5 条に基づき、都道府県知事が 5 年ごとに 10 年を 1 期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林。立木の伐採や開発行為を行う場合は、県知事の許可や、市町村長への届出等が必要になる。
	地区計画	既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。
	地産地消	地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。
	天然林	植林によらず自然に生成した森林。

行	用語	解説
た	都市基幹公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。
	都市計画区域	都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県が定める区域のこと。
	都市公園	都市公園法に規定されており、都市計画施設もしくは都市計画区域内に国や都道府県、市町村が設置する、公園または緑地のこと。
	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。都市公園の定義や、管理に係る事項等について定められている。
	都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全及び改善、及び都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園の種別のひとつ。
	都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。
は	ヒートアイランド	都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象。
	ビオトープ	ドイツ語の biotop。生きもののすみか。生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。
	PDCA サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。
や	用途地域	都市計画法及び建築基準法に基づき、住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、密度及び形態などに関する制限を設定することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るもの。
わ	ワークショップ	参加者が自由に意見を出し合うことで、思いの共有を行う話し合いの場で、地域のまちづくりの現場などで使われる。